

---

武豊町  
スポーツ施設長寿命化計画

---

令和3年2月

武豊町



# 目次

<b>1 計画の背景と目的</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の背景 .....	1
1-2 計画策定の目的 .....	1
1-3 計画の位置づけ .....	1
1-4 対象施設 .....	2
1-5 計画期間 .....	3
<b>2 基本情報</b> .....	<b>4</b>
2-1 社会体育施設(対象施設)の基本情報 .....	4
2-2 社会体育施設以外の体育施設(公共)の基本情報 .....	7
<b>3 施設の現況評価</b> .....	<b>8</b>
3-1 施設ごとの基礎情報 .....	8
(1)武豊町総合体育館 .....	8
(2)武豊町運動公園 .....	10
(3)武豊町運動公園第2グラウンド .....	12
(4)武豊緑地グラウンド .....	14
3-2 老朽化(安全性・機能性)の実態 .....	16
(1)老朽化評価の方法と結果 .....	16
3-3 個別施設の方向性【1次評価】 .....	19
(1)評価の手順と評価の基準 .....	19
(2)評価の結果 .....	21
(3)評価の結果の取りまとめ .....	21
<b>4 スポーツ施設の環境評価</b> .....	<b>26</b>
4-1 スポーツ施設に関する政策方針 .....	26
(1)上位関連計画 .....	26
(2)社会動向 .....	30
(3)スポーツ施設の政策方針 .....	33
4-2 スポーツ施設の環境に関する情報 .....	34
4-3 スポーツ施設の基本方針【2次評価】 .....	37
(1)評価の手順と評価の基準 .....	37
(2)評価の結果(基本方針) .....	38

<b>5 個別施設計画</b> .....	<b>40</b>
5-1 適用手法の検討 .....	40
(1)スポーツ施設の基本方針と適用手法について .....	40
(2)適用手法 .....	41
5-2 施設ごとの取組みと整備スケジュール .....	42
(1)施設ごとの取組み .....	42
(2)施設ごとの整備等スケジュール .....	43
<b>6 計画の実施方法</b> .....	<b>45</b>
6-1 フォローアップの実施方針 .....	45
6-2 推進・取組体制 .....	45
6-3 情報の見える化 .....	46
6-4 施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進 .....	46

# 1 計画の背景と目的

## 1-1 計画策定の背景

昭和 29 年(1954)から始まる高度経済成長に伴い、急速かつ集中的に整備された道路や鉄道を始めとする各種インフラは、今後一斉に高齢化し、なかには劣化や損傷等の老朽化が懸念されるものも発生するなど、大量の修繕や改築等を必要とする時期を迎えることになる。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年(2013)11 月、国や地方公共団体は、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」によって取りまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組みの方向性を示す計画として「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、さらに当該行動計画に基づいて個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として「個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)」を策定することとなった。

こうした中、本町では、平成 29 年(2017)3 月、町内のインフラ全体の整備等の基本的な方針を示した行動計画として「武豊町公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定し、また個別施設計画として「武豊町町営住宅長寿命化計画(令和 2 年 3 月)」、「武豊町学校施設長寿命化計画(令和 2 年 3 月)」等を策定した。

## 1-2 計画策定の目的

「武豊町スポーツ施設長寿命化計画」(以下「本計画」という。)は、上記「計画策定の背景」を踏まえた上で、本町が所有するスポーツ施設について、長寿命化の観点から中長期的な財政負担の低減及び平準化を図り、今後のスポーツ施設の維持管理・更新等を着実に推進するために策定したものである。

## 1-3 計画の位置づけ

本計画は、公共施設のインフラ全体の整備の基本的な方針として策定した「総合管理計画」の個別施設計画として位置づけるものである。

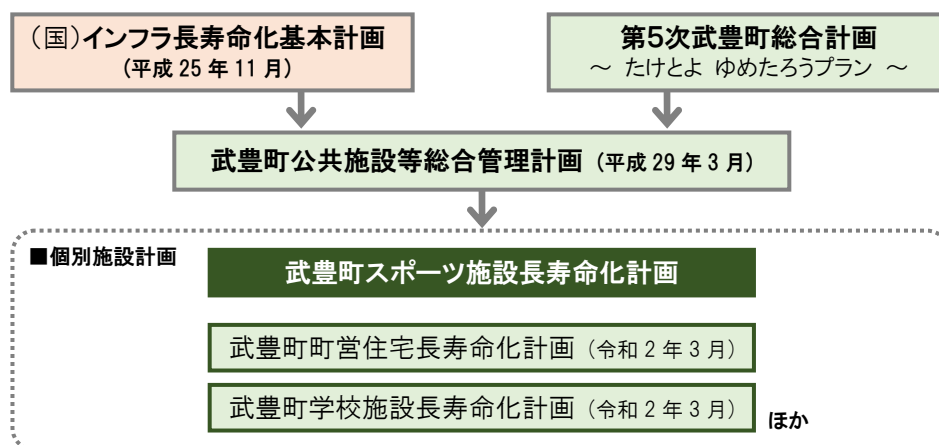


図 1-1 計画の位置づけ

## 1-4 対象施設

本計画の対象施設は、町が所有または管理しているスポーツレクリエーション系の4施設、合計敷地面積64,008㎡とする。なお、武豊緑地グラウンドは、愛知県衣浦港務所が所管している武豊北ふ頭地区の緑地(40,000㎡)のうち、町管理のグラウンド部分のみとする。

表 1-1 対象施設の概要

施設名(所在地)	構成施設等	敷地面積※
武豊町総合体育館 (大字東大高字清水 128 番地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1競技場(メインアリーナ)</li> <li>・第2競技場(サブアリーナ)</li> <li>・第3競技場(武道場)</li> <li>・トレーニングルーム</li> <li>・会議室(4室)</li> <li>・視聴覚室</li> <li>・ミーティング室</li> <li>・観覧席</li> <li>・ランニングコース</li> <li>・その他(事務室、トイレ等)</li> <li>・駐車場</li> <li>・自転車置場</li> </ul>	10,600㎡
武豊町運動公園 (大字富貴字久原 1 番地 3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド</li> <li>・テニスコート</li> <li>・管理棟</li> <li>・野外便所</li> <li>・多目的トイレ</li> <li>・駐車場</li> </ul>	39,528㎡
武豊町運動公園第2グラウンド (大字富貴字細池 15 番地 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弓道場(射場、的場)</li> <li>・野外便所・器具庫</li> <li>・多目的広場</li> <li>・駐車場</li> </ul>	3,000㎡
武豊緑地グラウンド (字 5 号地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトボール場</li> <li>・サッカー場</li> </ul>	10,880㎡

※敷地面積は、「町政概要【令和元年度版】(令和元年8月)」より(小数点以下は四捨五入)



図 1-2 武豊町総合体育館



図 1-3 武豊町運動公園



図 1-4 武豊町運動公園第2グラウンド



図 1-5 武豊緑地グラウンド



図 1-6 対象施設の位置

## 1-5 計画期間

計画期間は、令和 3 年度(2021)～令和 37 年度(2055)までの 35 年間とする。なお、計画期間は「総合管理計画」の計画期間に合わせている。

また、本計画は 5 年を目途に適宜見直しを行うものとする。

## 2 基本情報

### 2-1 社会体育施設(対象施設)の基本情報

#### ■武豊町総合体育館

表 2-1 武豊町総合体育館の基本情報

項目		概要*			
施設種別		体育館			
整備年		平成 5 年 (1993 年)			
敷地面積		10,600 m <sup>2</sup>			
建造物	名称	①体育館	②-	③-	
	延床面積	6,552 m <sup>2</sup>	-	-	
	構造	鉄筋コンクリート造	-	-	
	階数	地上 3 階	-	-	
主な構成施設 (右記No.は上記建造物の番号)	No.	名称	数量	面積	備考
	①	第 1 競技場(メインアリーナ)	1	1,890 m <sup>2</sup>	バレー3 面、バドミントン10 面 バスケット 2 面、卓球 20 台
	①	第 2 競技場(サブアリーナ)	1	635 m <sup>2</sup>	バスケット 1 面、バレー1 面 バドミントン 4 面
	①	第 3 競技場(武道場)	1	501 m <sup>2</sup>	柔道または剣道 2 面
	①	トレーニングルーム	1	266 m <sup>2</sup>	
	①	第 1 会議室	1	44 m <sup>2</sup>	20 人収容
	①	第 2 会議室	1	44 m <sup>2</sup>	24 人収容
	①	第 3 会議室	1	44 m <sup>2</sup>	24 人収容
	①	第 4 会議室	1	19 m <sup>2</sup>	8 人収容
	①	視聴覚室	1	132 m <sup>2</sup>	60 人収容
	①	ミーティング室	1	24 m <sup>2</sup>	
	①	観覧席	1	- m <sup>2</sup>	固定 332 席
	①	ランニングコース	1	- m <sup>2</sup>	180m
	①	事務室	1	68 m <sup>2</sup>	
	①	談話コーナー	1	73 m <sup>2</sup>	
	①	健康体力相談室	1	13 m <sup>2</sup>	
	①	幼児コーナー	1	44 m <sup>2</sup>	
	①	更衣室	2	71 m <sup>2</sup>	1 階、3 階に各男女 1 箇所
	①	トイレ	3	125 m <sup>2</sup>	各階男女 1 箇所
	①	多目的トイレ	2	7 m <sup>2</sup>	1、2 階に各 1 箇所
	-	駐車場	2	- m <sup>2</sup>	156 台
	-	自転車置場	1	- m <sup>2</sup>	65 台
	競技可能な主な種目		バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球、剣道、柔道、機械式ジム、フィットネス、ヨガ、ダンス、ランニング		
運営形態		指定管理者			
防災計画上の位置づけ		一次開設避難所			

\*面積等は、「町政概要【令和元年度版】(令和元年 8 月)」より (小数点以下は四捨五入)



## ■武豊町運動公園

表 2-2 武豊町運動公園の基本情報

項目		概要*			
施設種別		グラウンド			
整備年		昭和 57 年（1982 年）			
敷地面積		39,528 m <sup>2</sup>			
建造物	名称	①管理棟	②ポンプ室	③野外便所	④多目的トイレ
	延床面積	204 m <sup>2</sup>	24 m <sup>2</sup>	23 m <sup>2</sup>	9 m <sup>2</sup>
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	階数	地上 1 階	地上 1 階	地上 1 階	地上 1 階
主な構成施設 (右記①等は上記建造物の番号)	No.	名称	数量	面積	備考
	①	管理棟	1	204 m <sup>2</sup>	談話室、会議室、ロッカー室
	②	ポンプ室	1	24 m <sup>2</sup>	
	③	野外便所	1	23 m <sup>2</sup>	
	④	多目的トイレ	1	9 m <sup>2</sup>	
	-	グラウンド	1	17,799 m <sup>2</sup>	野球 2 面、夜間照明付
	-	テニスコート	1	3,851 m <sup>2</sup>	人工芝 5 面、夜間照明付
	-	テニスコート(半面練習用)	1	326 m <sup>2</sup>	人工芝 1 面、夜間照明付
-	駐車場	1	- m <sup>2</sup>	130 台収容	
-	自転車置場	1	- m <sup>2</sup>	50 台収容	
競技可能な主な種目		野球、ソフトボール、サッカー、テニス(硬式、軟式)			
運営形態		指定管理者			
防災計画上の位置づけ		救助活動拠点候補地(南海トラフ地震における愛知県広域受援計画)			

※面積等は、「町政概要【令和元年度版】(令和元年 8 月)」より（小数点以下は四捨五入）

## ■武豊町運動公園第2グラウンド

表 2-3 武豊町運動公園第2グラウンドの基本情報

項目		概要*			
施設種別		グラウンド(弓道場)			
整備年		昭和 59 年（1984 年）			
敷地面積		3,000 m <sup>2</sup>			
建造物	名称	①弓道場(射場)	②弓道場(的場)	③野外便所・器具庫	
	延床面積	85 m <sup>2</sup>	30 m <sup>2</sup>	52 m <sup>2</sup>	
	構造	軽量鉄骨造(材厚3mm超4mm以下)	軽量鉄骨造(材厚3mm超4mm以下)	コンクリートブロック造	
	階数	地上 1 階	地上 1 階	地上 1 階	
主な構成施設 (右記No.は上記建造物の番号)	No.	名称	数量	面積	備考
	①	弓道場(射場)	1	85 m <sup>2</sup>	5 人立、夜間照明付
	②	弓道場(的場)	1	30 m <sup>2</sup>	
	③	野外便所・器具庫	1	52 m <sup>2</sup>	
	-	多目的広場	1	1,437 m <sup>2</sup>	
-	駐車場	1	- m <sup>2</sup>	30 台収容	
競技可能な主な種目		弓道			
運営形態		指定管理者			
防災計画上の位置づけ		-			

※面積等は、「町政概要【令和元年度版】(令和元年 8 月)」より（小数点以下は四捨五入）

## ■武豊緑地グラウンド

表 2-4 武豊緑地グラウンドの基本情報

項目		概要※			
施設種別	グラウンド ※「武豊緑地グラウンド」は、愛知県衣浦港務所が所管している武豊北ふ頭地区の緑地(40,000 m <sup>2</sup> )のうち、町管理のグラウンド部分のみが対象。				
整備年	平成 11 年 (1999 年)				
敷地面積	10,880 m <sup>2</sup>				
建造物	名称	①-	②-	③-	
	延床面積	-	-	-	
	構造	-	-	-	
	階数	-	-	-	
主な構成施設 (右記No.は上記建造物の番号)	No.	名称	数量	面積	備考
	-	ソフトボール場	1	10,880 m <sup>2</sup>	2面、観客席なし
	-	サッカー場 (ソフトボール場と共用)	1	10,880 m <sup>2</sup>	1面、観客席なし
競技可能な主な種目	ソフトボール、サッカー				
運営形態	指定管理者				
防災計画上の位置づけ	-				

※面積等は、「町政概要【令和元年度版】(令和元年 8 月)」より (小数点以下は四捨五入)

## 2-2 社会体育施設以外の体育施設(公共)の基本情報

社会体育施設以外の体育施設(公共)は、下表のとおりである。

このうち、学校体育施設の一部施設に関しては、「学校体育施設利用の手引き(平成31年4月、武豊町教育委員会)」に基づき、所定の手続きを行った団体に対して貸し出しを行っている。

また、上記手続きとは別に、武豊小学校、衣浦小学校、富貴小学校、緑丘小学校の4小学校の各プールは、令和元年度まで夏期限定で一般開放を行っている。

なお、下表に示す施設以外に、現在、令和4年4月運用開始予定の屋内温水プールの施設整備が進められている。

表 2-5 町内の体育施設(公共)

施設	所在地	敷地面積	用途	一般 <sup>※1</sup> 開放の有無	概要 <sup>※3</sup>		
					規模	建築等 年度	構造
学校 体育 施設	武豊小学校	字高野前1	運動場	○	11,844 m <sup>2</sup>	S48	—
			体育館	○	1,129 m <sup>2</sup>	S54	RC造
			プール	× <sup>※2</sup>	1,260 m <sup>2</sup>	S55	コンクリ造
	衣浦小学校	字目堀36	運動場	○	18,580 m <sup>2</sup>	S45	—
			体育館	○	1,006 m <sup>2</sup>	S46	RC造
			プール	× <sup>※2</sup>	1,020 m <sup>2</sup>	S50	コンクリ造
	富貴小学校	大字富貴郷南79	運動場	○	10,761 m <sup>2</sup>	S47	—
			体育館	○	1,144 m <sup>2</sup>	H24	RC造
			プール	× <sup>※2</sup>	1,775 m <sup>2</sup>	S48	コンクリ造
	緑丘小学校	字長宗1丁目1	運動場	○	12,187 m <sup>2</sup>	S54	—
			体育館	○	1,151 m <sup>2</sup>	S55	RC造
			プール	× <sup>※2</sup>	1,003 m <sup>2</sup>	S54	コンクリ造
武豊中学校	字中根4丁目5	運動場	×	19,945 m <sup>2</sup>	S56	—	
		体育館	○	1,871 m <sup>2</sup>	S57	RC造	
		武道場	○	812 m <sup>2</sup>	S57	コンクリ造	
		プール	×	1,636 m <sup>2</sup>	S57	RC造	
富貴中学校	大字東大高熊野西8	運動場	○	21,913 m <sup>2</sup>	S47	—	
		体育館	○	1,130 m <sup>2</sup>	S47	RC造	
		武道場	○	787 m <sup>2</sup>	S58	RC造	
		プール	×	1,373 m <sup>2</sup>	S55	コンクリ造	
武豊高校	字ヲヲガケ8	運動場	○	18,040 m <sup>2</sup>	S51	—	
		体育館	○	1,329 m <sup>2</sup>	S52	S造	
		武道場	×	364 m <sup>2</sup>	S50	S造	
		プール	×	1,037 m <sup>2</sup>	S52	ブロック造	

※1: 学校体育施設の一般開放の有無は、「学校体育施設利用の手引き(平成31年4月、武豊町教育委員会)」より。

※2: 武豊小学校、衣浦小学校、富貴小学校、緑丘小学校のプールは、上記学校体育施設の一般開放は行っていないが、7月21日～8月10日(日曜日は休み)の夏期限定で開放している。(平成30年度実績)

※3: 学校施設のうち、小中学校の敷地面積や施設規模の値は、「武豊町学校施設長寿命化計画(令和2年3月)」、その他は「町政概要【令和元年度版】」等より。

## 3 施設の現況評価

### 3-1 施設ごとの基礎情報

#### (1)武豊町総合体育館

武豊町総合体育館の基礎情報を以下に整理する。

なお、下記情報は、調査員による目視調査と施設管理者(指定管理者)へのヒアリング(調書)の結果等を基にまとめたものである。

表 3-1 施設の基礎情報

項目		概要
安全性	経過年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築後 27 年が経過している。(整備年:平成 5 年(1993))</li> <li>・RC 造の法定耐用年数は 47 年であることから残存年数は 20 年。なお、RC 造の実質的な耐用年数(寿命)は 90 年といわれる<sup>*1</sup>。</li> </ul>
	躯体の安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・躯体におけるひび割れ等は確認できない。</li> </ul>
	外被性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上は、アスファルト露出防水の汚れや劣化が見られる。また一部に土砂堆積などによるドレイン詰まりや勾配不良による水溜りがみられる。</li> <li>・フッ素樹脂鋼板は、塗装劣化や腐食がみられる。</li> <li>・外壁のうち、コンクリート打放+水性疎水材の箇所ではひび割れがみられる。またモザイクタイル貼りの箇所ではひび割れや浮きがみられる。</li> <li>・室内の天井や壁面へ漏水跡が数か所で確認できる。</li> </ul>
安全性 機能性	空間性能(建築)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室空間の広さ、高さについては問題ない。</li> <li>・トイレ、廊下、居室等の壁紙に汚れや破れ、剥がれがみられる。</li> <li>・事務室や階段踊り場の天井に漏水がひどく、一部では汚れやカビの発生が確認でき、また天井材(岩綿吸音板)の剥落の兆候がみられる。</li> </ul>
	室内環境性能 (電気・機械)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内環境(空調)はトレーニングジム 2 台、放送室、1 階廊下のエアコンが故障している。1 階事務室、2 階廊下、3 階視聴覚室、3 階廊下の空調機器は故障が目立つ。竣工以降更新されていないものが多い。</li> <li>・アンプ・デッキ等の故障が最近頻発する。</li> <li>・一斉放送火災時ボタンが不良である。</li> <li>・室内環境(光)については問題ない。</li> <li>・2 階事務室・視聴覚室の暗幕カーテンの劣化が激しい。</li> <li>・トイレのフラッシュバルブ等の老朽化により水漏れがある。特に身体障がい者用トイレのフラッシュバルブの故障が多い。</li> <li>・付帯設備(更衣室等)については問題ない。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設は、靴を下履きエリアで脱いで下駄箱に預けた後、ロビーへ進む形式になっている。そうした中、下履きエリアからロビーへの上がり框部分には車椅子用スロープがあるが、下履きエリアから下駄箱へと、下駄箱からロビーへの、それぞれの段差を解消するスロープがなく、バリアフリーへの対応が不連続である。</li> <li>・本施設は 3 階であるが、エレベーターが設置され上下移動は問題ないが、3 階エレベーターフロアから、中 3 階に位置する第 3 競技場(武道館)へは階段のみとなっており、一部バリアフリーが不連続である。</li> <li>・竣工当時の設備のため、交換部品がないものがある。また蛍光灯が非常に多く、消費電力も大きいため省エネではない。そうした中で、一部の廊下、階段は、人感センサー付き照明にされていたり、事務室は LED ライトに変更されていたりして、省エネが図られつつある。</li> <li>・災害対策として、ロビーに防災ヘルメットを常備している。</li> </ul>

	法令への適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火シャッター危害防止装置(避難時停止装置)が未設置である(既存不適格)。</li> </ul>	
	屋外スポーツ施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	
	スポーツ施設の安全対策	施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツフロアの床材の滑り、割れ、また金物の緩み等はないが、床の一部でフワフワとした浮き沈みが生じている。</li> <li>メインアリーナの天井に落下防止措置がされていない</li> <li>AED(自動体外式除細動器)は、ロビーの事務室入口付近に1台設置されている。なお、補助用に2台保管されている。</li> <li>トレーニングジムのカーペットの傷みが激しく、剥がれている箇所がある。</li> </ul>
		用具・器具の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>サブアリーナにある壁面固定式バスケットゴールは、落下防止用鎖で固定されている。なお、メインアリーナのバスケットゴールは移動式である。</li> <li>第1競技場入口及びランニングコースの暗幕カーテンの劣化が激しい。</li> </ul>
安全管理の体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理マニュアルがある。</li> <li>教育及び訓練は実施している。</li> </ul>	
経済性※2 (平成30年度実績)	更新修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>22,076 千円/年</li> </ul>	
	運営維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>29,108 千円/年 (保守点検、施設警備、清掃委託、土地借上、その他事業費)</li> </ul>	
	光熱水費・通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>9,734 千円/年 (電気、ガス、水道、電話・運搬等)</li> </ul>	
	収入※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>13,537 千円/年</li> </ul>	
耐震性	適合する耐震基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年(1981)6月1日以降の耐震基準(新耐震基準)</li> </ul>	
	耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断実績:—</li> <li>耐震改修の必要性:—</li> </ul>	
	耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修:—</li> </ul>	

※1:「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準(平成13年1月6日、国土交通省訓令第76号)」及び「国土交通省損失補償取扱要領(平成15年8月5日、国総国調第58号)」より

※2:武豊町より(金額は指定管理者と武豊町の支出の合計を示している。なお、令和元年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響があるため、指定管理者の支出額は平成30年度実績額、武豊町の支出額は平成30年度決算額を採用。)

※3:施設利用者から徴収する利用料金を示している。



図 3-1 空調機械室[屋上](勾配不良による水溜り)



図 3-2 シンボルタワー北[屋上](ドレイン堆積、鳥糞)



図 3-3 階段 D 踊り場[天井](漏水・カビ)



図 3-4 西面外壁[軒](ひび割れ)

## (2)武豊町運動公園

武豊町運動公園の基礎情報を以下に整理する。

なお、下記情報は、調査員による目視調査と施設管理者(指定管理者)へのヒアリング(調書)の結果等を基にまとめたものである。

表 3-2 施設の基礎情報

項目		概要	
安全性 機能性	安全性	経過年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 築後 38 年が経過している。(整備年:昭和 57 年(1982))</li> <li>• 管理棟と野外便所(昭和 59 年整備)、多目的トイレ(平成 13 年整備)の RC 造の法定耐用年数は 47 年であることから残存年数は 9 年と 26 年。なお、RC 造の実質的な耐用年数(寿命)は 90 年といわれる<sup>※1</sup>。</li> <li>• なお、その他構築物の法定耐用年数は、スタンドが 45 年、ネット設備が 15 年、照明機器(配電用の鉄柱)が 50 年となっている。</li> </ul>
		躯体の安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理棟の基礎モルタルに一部ひび割れが確認できるが、それ以外は確認できない。</li> </ul>
		外被性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理棟の屋根のシングル葺きの一部に、屋根材剥離がみられる。</li> <li>• 外壁は、軒天等の一部に汚れや破損、樋周りには漏水跡がみられる。</li> </ul>
	機能性	空間性能(建築)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 室空間の広さに関して、シャワールームが狭く使い勝手が悪い。高さについては問題ない。</li> <li>• トイレ、シャワー室のタイルが所々剥がれている。その他、ロッカールームや和室、会議室等で、床材や壁材の劣化、剥がれがみられる。</li> <li>• 和室の天井の一部には、漏水跡とカビがみられる。</li> <li>• レストハウスの床が所々浮いている。</li> <li>• 廊下の排煙窓開閉レバーが破損している。</li> </ul>
		室内環境性能(電気・機械)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 室内環境(空調、衛生、音)については問題ない。</li> <li>• 駐車場トイレは全体的に暗い。</li> <li>• 付帯設備(トイレ)については問題ない。</li> <li>• 付帯設備(シャワー室)の排水口において、においが上がってこないためについでいる釣鐘が腐食し、釣鐘上部の引き部分の突起も腐食してつかめず、また釣鐘周りが腐食により膨張している。時々排水が詰まる。</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 駐車場から多目的トイレまでは段差が解消され、車椅子も利用できるが、駐車場からグラウンド等へは急こう配であるため、移動できない。</li> <li>• 園路から管理棟へはスロープが設置されているため、移動可能である。</li> <li>• 照明器具は古く、蛍光灯が設置されており、省エネ対策はみられない。</li> <li>• 災害対策用の備蓄等は、特にみられない。</li> </ul>
	法令への適合性		<ul style="list-style-type: none"> <li>• -</li> </ul>
	屋外スポーツ施設の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 野球場(グラウンド)は、赤土と芝生で舗装されている。なお、表面は、かたい状態であり、雨水を吸い込まず、表面を雨水とアンツーカー(赤土)と一緒に流れる状態である。</li> <li>• テニスコートは、全て人工芝を 5 年前に入れ替えたものであり、毛足の摩耗が目立ち、継ぎ目から剥がれてきている箇所がある。また、壁打ち板を支える支柱部等で錆がはげしい。</li> <li>• 付帯施設(フェンス)は、所々穴が開いていたり、破れていたりしている。</li> <li>• 付帯施設(スコアボード)は、錆がみられる。</li> <li>• 付帯施設(ベンチ)は、錆が目立ち、屋根は所々穴が開いている。</li> <li>• 付帯施設(観覧席)は、一部クラックが生じているが、ほぼ問題はない。</li> <li>• 付帯設備(照明)は、野球場とテニスコートそれぞれにあるが、いずれも鉄柱錆が生じている。また、テニスコートでは、配置位置がコートにあつておらず、若干照度不足である。</li> <li>• 付帯設備(散水栓)は、一部で砂や土に埋まり、使用できない。</li> <li>• 付帯設備(排水路)は、ほぼ良好であるが、グラウンド入口部分等の人</li> </ul>

スポーツ施設の 安全対策		<p>の往来が多い箇所で砂や土が入ったり、外周部で枯葉や枯草が入ったりして、一部水路を堰き止めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症対策として、ベンチには屋根があるが、観覧席にはない。また木陰で休むことができる箇所もわずかである。</li> </ul>
	施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンド、テニスコートともに、競技部分には、地面の凹凸や雑草の繁殖はみられず、良好である。</li> <li>AED(自動体外式除細動器)は、ロビーに1台設置されている。</li> </ul>
	用具・器具の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>サッカーゴールは、使用時以外は倒した状態で保管されており、問題はない。しかし、移動防止対策はされていない。なお、近年使用されず、腐食(錆)しているサッカーゴールが4基程ある。</li> <li>バックネット裏、ベース、石灰等入れる器具庫の老朽化による雨漏りが確認されている。</li> </ul>
	安全管理の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全マニュアルがある。(総合体育館と共通)</li> <li>教育及び訓練は実施している。(総合体育館と共通)</li> </ul>
経済性※2 (平成30年度実績)	更新修繕費	3,163千円/年
	運営維持管理費	3,529千円/年 (保守点検、施設警備、清掃委託、土地借上、その他事業費)
	光熱水費・通信運搬費	2,281千円/年 (電気、ガス、水道、電話・運搬等)
	収入※3	4,278千円/年
耐震性	適合する耐震基準	昭和56年(1981)6月1日以降の耐震基準(新耐震基準)
	耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断実績：－</li> <li>耐震改修の必要性：－</li> </ul>
	耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修：－</li> </ul>

※1:「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準(平成13年1月6日、国土交通省訓令代76号)」及び「国土交通省損失補償取扱要領(平成15年8月5日、国総国調第58号)」より

※2:武豊町より(金額は指定管理者と武豊町の支出の合計を示している。なお、令和元年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響があるため、指定管理者の支出額は平成30年度実績額、武豊町の支出額は平成30年度決算額を採用。)

※3:施設利用者から徴収する利用料金を示している。



図 3-5 管理棟[屋根](屋根材剥離)



図 3-6 管理棟[和室天井](漏水・カビ)



図 3-7 テニスコート[壁打ち](支柱の錆)



図 3-8 排水路(詰まり)

### (3)武豊町運動公園第2グラウンド

武豊町運動公園第2グラウンドの基礎情報を以下に整理する。

なお、下記情報は、調査員による目視調査と施設管理者(指定管理者)へのヒアリング(調書)の結果等を基にまとめたものである。

表 3-3 施設の基礎情報

項目		概要	
安全性 機能性	安全性	経過年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 築後 36 年が経過している。(整備年:昭和 59 年(1984))</li> <li>• S 造(軽量鉄骨造(材厚 3mm超 4mm以下))の法定耐用年数は 27 年であることから、それを既に 9 年超えている。</li> <li>• なお、S 造(軽量鉄骨造(材厚 3mm超 4mm以下))の実質的な耐用年数(寿命)は 55 年といわれる<sup>※1</sup>。</li> </ul>
		躯体の安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 躯体におけるひび割れ等は確認できない。</li> </ul>
		外被性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 射場について、庇骨組劣化を足場材で補強されている。</li> <li>• 外壁は、目地コーキング劣化や犬走りモルタルにひび割れがみられる。</li> <li>• 的場について、軒裏や破風の一部に劣化がみられる。</li> <li>• 外壁は、汚れや錆がみられる。また開口部枠に腐食がみられる。</li> </ul>
	機能性	空間性能(建築)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 更衣室が狭く、多人数での使用は困難である。なお、その他室空間の広さ、高さについては問題ない。</li> <li>• 的場の安土部分の壁面に蟻害がみられる。</li> <li>• 的場室内に樹木侵入がみられる。</li> </ul>
		室内環境性能(電気・機械)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 室内環境(空調、衛生、音、光)については問題ない。なお、弓道場は半屋外であるため、空調はない(夏期は扇風機を使用)。</li> <li>• 付帯設備(トイレ、更衣室等)については、いずれもやや照明が暗く使い勝手が悪い。なお、シャワーはない。</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 駐車場から施設、また施設内に至るいずれもバリアフリーには配慮されていない。</li> <li>• 省エネ対策は特にない。</li> </ul>
	法令への適合性		<ul style="list-style-type: none"> <li>• -</li> </ul>
	屋外スポーツ施設の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 付帯施設(フェンス)は、一部で錆が見られるが、使用上は問題ない。</li> <li>• 付帯施設(照明、散水栓)は問題ない。</li> <li>• 付帯施設(排水路)は、土、枯葉が入ったり、草が繁茂したりして、水路を堰き止めている箇所が多数見られる。</li> <li>• 熱中症対策については、弓道場の射場は屋内であるため、基本的には問題はない。</li> <li>• 矢道は雑草が繁茂している。</li> <li>• 矢道に設置している防矢ネットの巻き上げ機が鈍く、ほとんど動かない。</li> <li>• 矢道の防矢ネットの支柱及び照明柱は、錆が発生している。</li> <li>• 安土の傷みが激しい。安土背(肩)部分裏側の湿気が多いため、傷みがひどく、蟻害が出ている。</li> </ul>
	スポーツ施設の安全対策	施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 射場の床材の滑り、割れはないが、立ち位置の床材がすり減っている。射場縁側部は雨や日光の影響により変色するなど、老朽化が目立つ。</li> <li>• AED(自動体外式除細動器)は設置されていない。</li> </ul>
		用具・器具の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特に問題はない。</li> </ul>
安全管理の体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設管理者による定期的な巡回・点検を行っている。</li> </ul>	
経済性 <sup>※2</sup> (平成 30 年度実績)	更新修繕費		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 505 千円/年</li> </ul>
	運営維持管理費		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 749 千円/年 (保守点検、施設警備、清掃委託、その他事業費)</li> </ul>
	光熱水費・通信運搬費		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 261 千円/年 (電気、ガス、水道、電話・運搬等)</li> </ul>
	収入 <sup>※3</sup>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 234 千円/年</li> </ul>



耐震性	適合する耐震基準	• 昭和 56 年(1981)6 月 1 日以降の耐震基準(新耐震基準)
	耐震診断	• 診断実績:— • 耐震改修の必要性:—
	耐震改修	• 耐震改修:—

※1:「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準(平成 13 年 1 月 6 日、国土交通省訓令代 76 号)」及び「国土交通省損失補償取扱要領(平成 15 年 8 月 5 日、国総国調第 58 号)」より

※2: 武豊町より(金額は指定管理者と武豊町の支出の合計を示している。なお、令和元年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響があるため、指定管理者の支出額は平成 30 年度実績額、武豊町の支出額は平成 30 年度決算額を採用。)

※3: 施設利用者から徴収する利用料金を示している。



図 3-9 射場[軒骨組み](足場材で補強)



図 3-10 的場[安土](蟻害)



図 3-11 矢道[防矢ネット](錆)



図 3-12 矢道[防矢ネットハンドル](腐食・操作不能)

## (4)武豊緑地グラウンド

武豊緑地グラウンドの基礎情報を以下に整理する。

なお、下記情報は、調査員による目視調査と施設管理者(指定管理者)へのヒアリング(調書)の結果等を基にまとめたものである。

表 3-4 施設の基礎情報

項目		概要	
安全性 機能性	安全性	経過年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築後 21 年が経過している。(整備年:平成 11 年(1999))</li> <li>・ なお、その他構造物の法定耐用年数は、ネット設備が 15 年、照明機器(配電用の鉄柱)が 50 年となっている。</li> </ul>
		躯体の安全性	・ ー
		外被性能	・ ー
	機能性	空間性能(建築)	・ ー
		室内環境性能(電気・機械)	・ ー
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラウンドへの入口部やベンチ付近は、いずれも土であり、また一部入口は幅員が狭いなど、バリアフリーには配慮されていない。</li> <li>・ 省エネ対策は特にない。</li> </ul>
	法令への適合性		・ ー
	屋外スポーツ施設の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラウンドの表土は海風を受けて薄く、3cm程度となっており、すぐに下層の砂利が出てくる。また、ほぼ一面に雑草が繁茂している。</li> <li>・ 附帯施設(フェンス)は、一部に破れがあるが、全体的に良好である。</li> <li>・ 附帯施設(ベンチ)は、北側(A面)のグラウンドは新しく良好であるが、南側(B面)のグラウンドは古く、錆や屋根に穴がみられる。</li> <li>・ 附帯施設(観覧席)は、屋根はないものの、ベンチは問題ない。</li> <li>・ 附帯施設(照明)は、ナイター設備はない。外周に 8 基設置されている外灯は、少々錆が見られるが問題はない。</li> <li>・ 附帯施設(散水栓)は 2 箇所あり、いずれもホースが接続されているが、ハンドル及び吐水口は砂等で埋まっている。</li> <li>・ 附帯施設(排水路)は、施設外周にあり、問題はない。</li> <li>・ 熱中症対策について、ベンチには屋根があるが、その他はない。</li> </ul>
	スポーツ施設の 安全対策	施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラウンド内には凹凸が多数あり、一部は水たまり、あるいは湿った状態となっている。</li> <li>・ AED(自動体外式除細動器)は設置されていない。</li> </ul>
		用具・器具の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サッカーゴールは、使用時以外は倒した状態で保管されており、問題はない。しかし、移動防止対策はされていない。なお、近年使用されず、腐食(錆)しているサッカーゴールがある。</li> </ul>
安全管理の体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者により定期的な巡回・点検を行っている。</li> </ul>	
経済性※1 (平成 30 年度実績)	更新修繕費		・ 510 千円/年
	運営維持管理費		・ 43 千円/年 (保守点検、施設警備、清掃委託、その他事業費)
	光熱水費・通信運搬費		・ 1 千円/年 (電気、ガス、水道、電話・運搬等)
	収入※2		・ 39 千円/年
耐震性	適合する耐震基準		・ 建築物なし。
	耐震診断		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断実績: ー</li> <li>・ 耐震改修の必要性: ー</li> </ul>
	耐震改修		・ 耐震改修: ー

※1: 武豊町より(金額は指定管理者と武豊町の支出の合計を示している。なお、令和元年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響があるため、指定管理者の支出額は平成 30 年度実績額、武豊町の支出額は平成 30 年度決算額を採用。)

※2: 施設利用者から徴収する利用料金を示している。



図 3-13 グラウンド(凹凸、湿った状態)



図 3-14 グラウンド[表土](砂利、草繁茂)



図 3-15 B面グラウンド・ベンチ[屋根](錆・穴)



図 3-16 サッカーゴール(錆)

## 3-2 老朽化(安全性・機能性)の実態

建築物に着目した老朽化の実態について整理する。

整理にあたっては、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き(平成 27 年 3 月、文部科学省)」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月、文部科学省)」に示された、「構造躯体の健全性と構造躯体以外の劣化状況の把握」に沿って行うものとする。

なお、本計画の対象とするスポーツ施設に含まれている建築物は、下表のとおりである。

表 3-5 対象とするスポーツ施設に含まれる建築物

施設名	含まれる建築物
武豊町総合体育館	• 体育館
武豊町運動公園	• 管理棟 • 野外便所 • 多目的トイレ
武豊町運動公園第 2 グラウンド	• 弓道場(射場・的場) • 野外便所・器具庫

※武豊緑地グラウンドには、建築物がない。

### (1)老朽化評価の方法と結果

老朽化の評価は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月、文部科学省)」に示された「構造躯体の健全性」と「構造躯体以外の劣化状況評価」に基づいて行うものとする。具体的方法と結果は以下のとおりである。

#### ①構造躯体の健全性

構造躯体の健全性は、以下の流れに沿って判断する。

本調査の対象施設は、いずれも新耐震基準以降の建設であるため、全てを「長寿命化」として試算する。

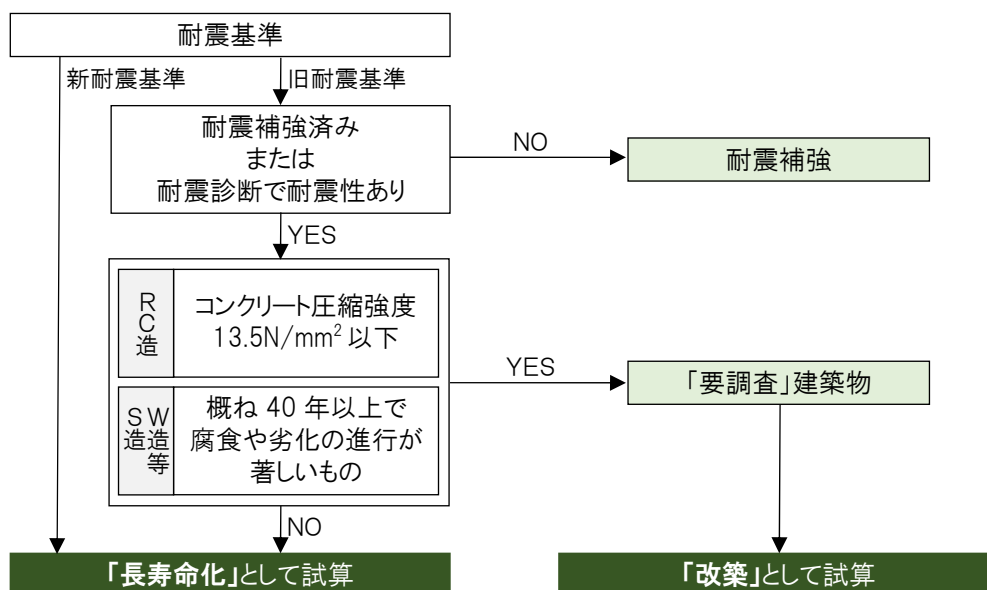


図 3-17 構造躯体の健全性評価の流れ

## ②構造躯体以外の劣化状況評価

構造躯体以外の劣化状況評価は、「屋根・屋上」と「外壁」は目視調査の結果より判定し、「内部仕上げ」、「電気設備」及び「機械設備」は建築年あるいは全面的な改修年からの経過年数を基本に判定する。  
 なお、目視調査による評価及び経過年数による評価の基準は、以下のとおりとする。

表 3-6 目視調査による評価の基準  
 (屋根・屋上、外壁)

評価	基準
A	・概ね良好
B	・部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	・広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
D	・早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

表 3-7 経過年数による評価の基準  
 (内部仕上げ、電気設備、機械設備)

評価	基準
A	・20年未満
B	・20年以上～40年未満
C	・40年以上
D	・経過年数に関わらず、著しい劣化事象がある場合

### ■健全度の算定について

(「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月、文部科学省)」より)

「劣化状況評価」内の「健全度」とは、各建築物の 5 つの部位に対するそれぞれの劣化状況を 4 段階(上記 A～D)で評価した結果を用い、100 点満点で数値化した指標である。「①部位の評価点」と、「②部位のコスト配分」を次表のように定め、「③健全度」を 100 点満点で算定している。

なお、「②部位のコスト配分」は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に算出したものである。

「健全度」は、算出される数値が小さいほど劣化が進んでいることを示している。

表 3-8 ①部位の評価点

評価判定	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

$$\text{③健全度} = \text{総和(①部位の評価点} \times \text{②部位のコスト配分)} \div 60.0$$

表 3-9 ②部位のコスト配分

部位	コスト配分
屋上・屋根	5.1
外壁	17.2
内部仕上	22.4
電気設備	8.0
機械設備	7.3
合計	60.0

表 3-10 健全度の計算例

部位	評価判定	評価点	×	コスト配分	=	
屋上・屋根	C	40	×	5.1	=	204
外壁	C	40	×	17.2	=	688
内部仕上	A	100	×	22.4	=	2,240
電気設備	B	75	×	8.0	=	600
機械設備	D	10	×	7.3	=	73
合計(総和)						3,805
						3,805 ÷ 60.0 = 63
<b>健全度</b>						<b>63</b>

「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上げ」「電気設備」「機械設備」の5つの部位に関しては、目視調査の際、それぞれ複数の箇所を取り上げて、各々の劣化状況をA～Dの4段階で評価を行っている。建築物の部位ごとの総体としての劣化状況は、この結果等を用いて評価する。その際のルールを以下に示す。

これらの結果、構造躯体以外の劣化状況評価における各建築物の「健全度」は、それぞれ「表 3-13 構造躯体の健全性と構造躯体以外の劣化状況評価」に示すとおりとなる。

表 3-11 建築物の部位総体の劣化状況を判別する際のルール

部位	評価方法
屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>A評価: 全体評価箇所の 50%以上がA評価となった場合</li> <li>B評価: 全体評価箇所の 50%以上がB評価となった場合</li> <li>C評価: 全体評価箇所の 50%以上がC評価となった場合</li> <li>D評価: 全体評価箇所の 50%以上がD評価となった場合</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、A～Dのいずれもが 50%を超えない場合は、相対的に判断する。</li> <li>ただし、「屋根・屋上」においては、下記「内部仕上げ」のうち、天井に雨漏り痕(漏水跡)が5箇所以上ある場合はC評価とし、10箇所以上ある場合はD評価とする。</li> <li>「外壁」においては、下記「内部仕上げ」のうち、壁に雨漏り痕(漏水跡)が5箇所以上ある場合はC評価とし、10箇所以上ある場合はD評価とする。</li> </ul>
内部仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過年数による評価を基本とする。</li> <li>ただし、経過年数による評価を超える劣化事象が5箇所以上見られた場合は、上記経過年数による評価を1段階下げるものとする。</li> </ul>
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過年数で評価する。</li> </ul>
機械設備	

表 3-12 (例)「内部仕上げ」の箇所ごとの劣化状況にみる「天井」の雨漏り痕(漏水跡) [武豊町総合体育館]

No.	写真No	部位	仕様	評価	劣化状況
25	38	倉庫1	床:長尺シート壁:CB天井:岩綿吸音板	B	部分的に劣化 全景
26	39	廊下 床	フローリング/ロック	B	部分的に劣化 ワックス剥がれ
27	40	廊下 天井	岩綿吸音板	B	部分的に劣化 漏水跡
28	42	廊下 天井	岩綿吸音板	B	部分的に劣化 漏水跡
29	43	廊下 天井	コンクリート打放	B	部分的に劣化 ひび割れ
30	44	廊下 天井	岩綿吸音板	B	部分的に劣化 EXP補修跡
31	45	廊下	床:フローリング壁:コンクリート打放天井:岩綿吸音板	B	部分的に劣化 全景
32	46	廊下 スロープ手摺	手摺:ハルネ木製支柱:鋼製	B	部分的に劣化 錆・塗装劣化
33	47	廊下 天井	岩綿吸音板	B	部分的に劣化 EXP周囲漏水跡
34	48	廊下 天井	岩綿吸音板	B	部分的に劣化 漏水跡
35	49	廊下 天井	岩綿吸音板	B	部分的に劣化 漏水跡
36	50	廊下	床:フローリング壁:コンクリート打放天井:岩綿吸音板	B	部分的に劣化 全景
37	51	保育室	床:タイルカーペット壁:ビニルクロス天井:ジョイント	B	部分的に劣化 全景

「内部仕上げ」のうち、天井に漏水跡が10箇所以上確認されたため、「屋根・屋上」の劣化状況をD評価とする。

※上表(抜粋)には5箇所のみを示しているが、全体で10箇所以上の漏水跡が確認されている。

表 3-13 構造躯体の健全性と構造躯体以外の劣化状況評価

建物基本情報										構造躯体の健全性				劣化状況評価								
通し番号	施設名	建物名	用途区分		構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)	
			学校種別	建物用途				西暦	和暦		基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm <sup>2</sup> )							試算上の区分
1	総合体育館	体育館	その他	その他	RC	3	6,552	1993	H5	27	新	-	-	-	-	長寿命	D	C	B	B	B	59
2	運動公園	管理棟	その他	その他	RC	1	204	1984	S59	36	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72
3	運動公園	野外便所	その他	その他	RC	1	23	1984	S59	36	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	A	A	81
4	運動公園	多目的トイレ	その他	その他	RC	1	9	2001	H13	19	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	A	78
5	第2グラウンド	弓道場	その他	その他	S	1	115	1984	S59	36	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75
6	第2グラウンド	野外便所・器具庫	その他	その他	RC	1	52	1984	S59	36	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	A	78

※第2グラウンド(弓道場)は、射場と的場の2施設を合わせて1施設として判定している。

※運動公園の(野外便所)には「電気設備」と「機械設備」、(多目的トイレ)には「機械設備」、また第2グラウンド(野外便所・器具庫)には「機械設備」がないため、各々の評価は「A」としている。

### 3-3 個別施設の方向性【1次評価】

#### (1) 評価の手順と評価の基準

##### ① 評価の手順

「3-1 施設ごとの基礎情報」と「3-2 老朽化の実態」を基に、個別施設の方向性について検討(1次評価)を行う。

評価の手順は以下の「個別施設の方向性の検討(1次評価)のフローチャート」に沿って行うものとし、それぞれの評価の基準及び耐震性を評価するフローチャートは次頁のとおりとする。

なお、屋外施設等の建築物として取り扱わない施設に対しては、「耐震性」の評価は実施しない。

「Ⅰ.施設の方向性」で「維持」とした施設の「Ⅱ.施設の整備手法」は「長寿命化」とし、また「改善」とした施設の「Ⅱ.施設の整備手法」は「機能改修」とする。

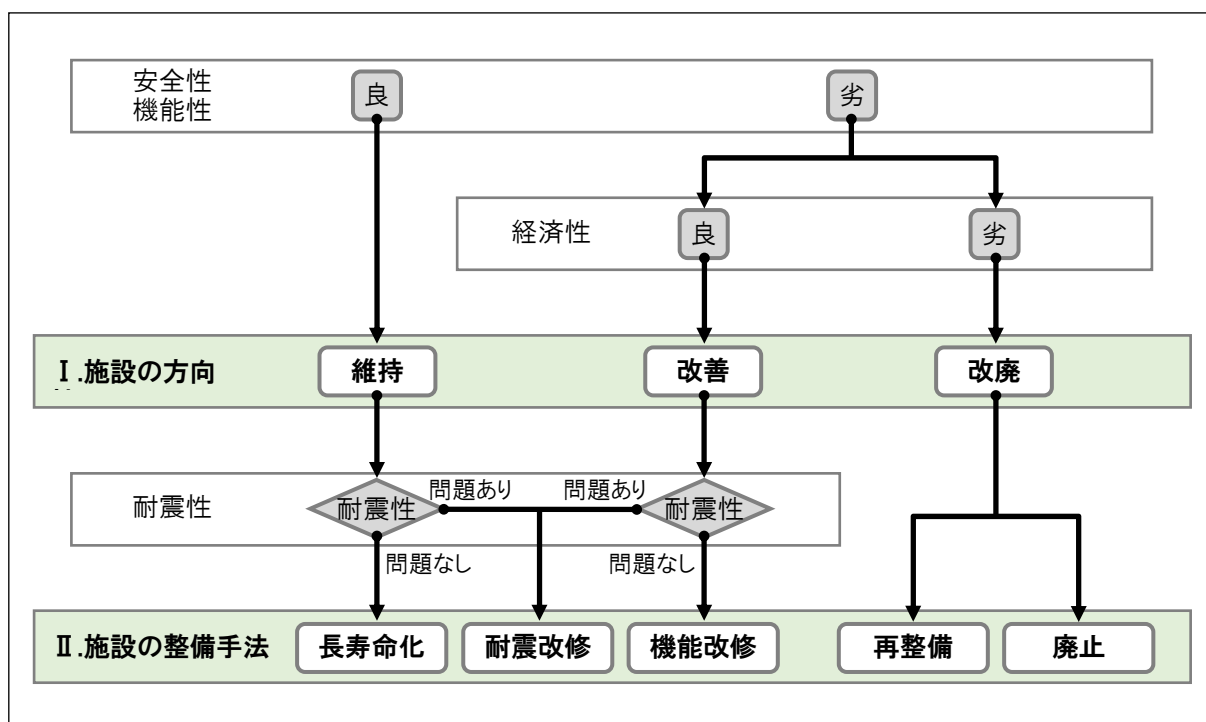


図 3-18 評価の手順（個別施設の方向性の検討(1次評価)のフローチャート）

表 3-14 施設の方向性及び整備手法の概要

I 施設の方向性	II 施設の整備手法	内容
維持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する。
	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する。
改善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。
	再整備	現状の施設を解体し、現地もしくは別の敷地に新たに施設を整備する。
改廃	廃止	施設を解体・撤去する。

## ②評価の基準

「3-3.(1).①評価の手順」で用いる検討の視点及び項目に対する評価の基準を以下に示す。

表 3-15 評価の基準（施設の方向性と整備手法を評価するための基準）

検討の視点	項目	評価	評価基準
Ⅰ 施設の方向性	安全性機能性	良	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物は、3-2.(1)で示した健全度が75点以上。</li> <li>● 全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない。</li> <li>● 部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い（日常的な保守管理及び経過観察により対応）。</li> <li>● 法定点検での是正報告がない、又は是正事項が既に改善されている（改善予定も含む）。</li> <li>● スポーツ施設の安全対策がなされている。</li> </ul>
		劣	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物は、3-2.(1)で示した健全度が74点以下。</li> <li>● 全体的な劣化・不具合等、若しくは著しい劣化・不具合等の事象が確認され、全面的な補修若しくは改修が必要である。</li> <li>● 劣化・不具合等の事象により、重大な事故の恐れがあり、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改修が必要である。</li> <li>● 法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、若しくは重大な事故、施設の利用制限が想定される。</li> <li>● 重大な事故の恐れがある施設の安全に関する対策が実施されていない。</li> </ul>
	経済性	良	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない。</li> <li>● 収入が多く、今後も施設利用が見込める。</li> <li>● 維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある。</li> </ul>
		劣	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない。</li> <li>● 相対的、若しくは目標値に対して、著しく状況が悪い。</li> </ul>
Ⅱ 施設の整備手法	耐震性	問題なし	● 以下に示す「施設の整備手法(耐震性)を評価するフローチャート」により評価する。
		問題あり	

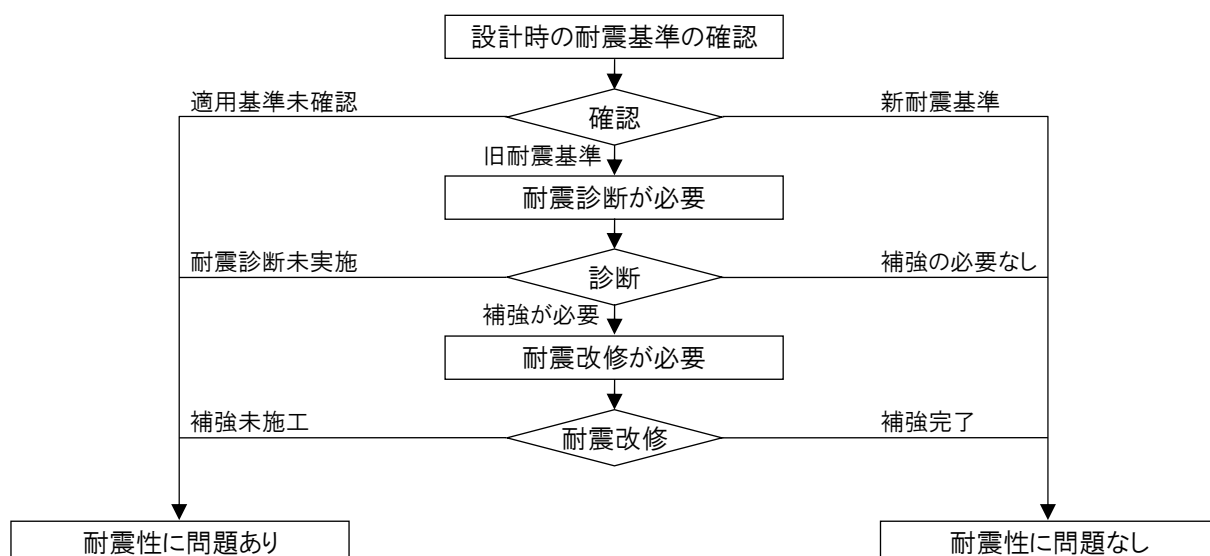


図 3-19 施設の整備手法(耐震性)を評価するフローチャート



## (2) 評価の結果

前項に示した「評価の手順と評価の基準」に沿って整理した4施設の評価の結果を以下に示す。

なお、武豊町運動公園と武豊町運動公園第2グラウンドは、「屋内施設」と「屋外施設」に分割して評価の結果を示す。

### ■武豊町運動公園と武豊町運動公園第2グラウンド

武豊町運動公園
・屋内施設：管理棟、野外便所、多目的トイレ
・屋外施設：グラウンド、テニスコート
武豊町運動公園第2グラウンド
・屋内施設：弓道場(射場、的場)、野外便所・器具庫
・屋外施設：弓道場(矢道)

表 3-16 評価の結果（個別施設の方向性と整備手法の概要）

施設		安全性 機能性	経済性	Ⅰ 施設の 方向性	Ⅱ 施設の 整備手法		内容	
					耐震性	機能改修		
武豊町総合体育館 (屋内施設)		劣	良	改善	問題なし	機能改修	劣化等の指摘箇所が多数あるが、階段踊り場天井部分の漏水(雨漏り)を除いて緊急性の高い指摘箇所はない。	
武豊町 運動公園	屋内 施設	管理棟	劣	良	改善	問題なし	機能改修	劣化等の指摘箇所がみられるが、管理棟の屋根材の剥がれ等を除いて緊急性の高い指摘箇所はない。
		野外便所	良	—※1	維持	問題なし	長寿命化	
		多目的トイレ	良	—※1	維持	問題なし	長寿命化	
屋外施設 (グラウンド等)		良	—※1	維持	—※2	長寿命化	劣化等の指摘箇所がみられるが、テニスコート(壁打ち支柱の腐食)を除いて緊急性の高い指摘箇所はない。	
武豊町 運動公園 第2グラウンド	屋内 施設	弓道場 (射場・的場)	良	—※1	維持	問題なし	長寿命化	劣化等の指摘箇所はあるが、射場の軒部分の骨組みの補強を除いて緊急性の高い指摘箇所はない。
		野外便所・ 器具庫	良	—※1	維持	問題なし	長寿命化	
	屋外施設 (矢道)		劣	良	改善	—※2	機能改修	矢道に設置されている防矢ネット(旧)の鋼管ポールと照明柱の広範囲に腐食がみられる。
武豊緑地グラウンド (屋外施設)		劣	良	改善	—※2	機能改修	表土の飛散・流出による砂利化や、凹凸による水溜りや湿った状態は、スポーツを安全に行うことに支障がある。	

※1:「安全性・機能性」の評価が「良」であるため、「経済性」の評価は必要ない。3-3.(1)を基に「Ⅰ.施設の方向性」を「維持」とする。

※2:武豊町運動公園(屋外施設)、武豊町運動公園第2グラウンド(屋外施設)及び武豊緑地グラウンドは、屋外施設のため、「耐震性」の評価は必要ない。3-3.(1)を基に「Ⅱ.施設の整備手法」を「機能改修」とする。

## (3) 評価の結果の取りまとめ

上記までの評価の結果を施設ごとに「スポーツ施設の現況調査シート」として以下に取りまとめる。

## ①武豊町総合体育館

武豊町総合体育館の現況及び評価結果をまとめると、下記のとおりである。

基本情報				現況写真	
施設	施設名称	武豊町総合体育館		 <p>施設全景</p>  <p>第1競技場</p>  <p>第2競技場</p>  <p>第3競技場</p>	
	施設種別	体育館			
	屋内外の別	屋内			
建設	竣工年	平成5(1993)	年		
	供用開始年	平成5(1993)	年		
	設計者	株式会社三橋建築設計事務所			
	施工会社	岩部建設株式会社			
	運営形態	指定管理委託			
建築物の規模・構造	敷地面積	10,600	m <sup>2</sup>		
	延床面積	6,552	m <sup>2</sup>		
	建築面積	4,728	m <sup>2</sup>		
	競技エリア面積	3,026	m <sup>2</sup>		
	構造	鉄筋コンクリート造			
	PH階	1	階		
	地上階	3	階		
	地下階	—	階		
競技(屋内)	競技種目・面数(1)	3	面	バレー(第1競技場) ※バドミントン10面 or バスケット2面 or 卓球20台併用	
	競技種目・面数(2)	1	面	バレー(第2競技場) ※バドミントン4面 or バスケット1面併用	
	競技種目・面数(3)	2	面	柔道(第3競技場) ※剣道2面併用	
	競技種目・面数(4)	1	面	トレーニングルーム	
	競技種目・面数(5)	多数	面	会議室等	
観覧(屋内)	観覧席(固定)	332	席		
	観覧席(可動)	—	席		
その他機能	照明設備	有(屋内)			
	防災計画上の位置づけ	一次開設避難所			

施設の現況評価				
項目	現況評価	現況	評価	
安全性 機能性	安全性(屋内)	C	広範囲に劣化	劣
	機能性(屋内)	C	広範囲に劣化	
	法令適合性	C	防火シャッター・危害防止装置が未設置	
	屋外運動施設(屋外)	—	対象外(屋外運動施設なし)	
	安全対策(屋内外)	B	部分的に劣化	
経済性	改善コスト	B	整備年が古く、これまで大規模改修がされていない	良
	維持管理コスト	A	利用者1人当たり負担額が町平均	
	収入	A	敷地面積当たりの収入が多い	
耐震性	耐震基準	新	新耐震基準に適合	問題なし
	耐震診断の実施	—	新耐震基準のため対象外	
	耐震改修の実施	—	新耐震基準のため対象外	

施設の方向性	改善	整備手法	機能改修
2次評価の必要性		無	

特記事項	劣化等の指摘箇所が多数あるが、階段踊り場天井部分の漏水(雨漏り)を除いて、緊急性の高い指摘箇所はない。
------	---

## ②武豊町運動公園

武豊町運動公園の現況及び評価結果をまとめると、下記のとおりである。

基本情報			現況写真	
施設	施設名称	武豊町運動公園		 <p>管理棟</p>
	施設種別	グラウンド、テニスコート		
	屋内外の別	屋外(屋内)		
建設	竣工年	昭和 57 (1982)	年	
	供用開始年	昭和 57 (1982)	年	
	設計者	・管理棟・野外便所：株式会社住吉設計事務所 ・多目的トイレ：奥山設計事務所 ・グラウンド・テニスコート：名古屋建設コンサルタンツ(株)		
	施工会社	・管理棟：中部建設株式会社 ・野外便所：有限会社森義工務店 ・多目的トイレ：中部建設株式会社 ・グラウンド・テニスコート：岩部建設株式会社 (岩部・中部・鯉江共同企業体)		
	運営形態	指定管理委託		
建築物の規模・構造	敷地面積	39,528	m <sup>2</sup>	 <p>テニスコート</p>
	延床面積	236	m <sup>2</sup>	
	建築面積	240	m <sup>2</sup>	
	競技エリア面積	0	m <sup>2</sup>	
	構造	鉄筋コンクリート造(管理棟、野外便所、多目的トイレ)		
	PH 階	—	階	
	地上階	1	階	
	地下階	—	階	
競技(屋外)	競技種目・面数(1)	2 面	野球	 <p>テニスコート(半面練習場)</p>
	競技種目・面数(2)	5 面	テニス	
	競技種目・面数(3)	1 面	テニス半面練習場	
	競技種目・面数(4)		面	
	競技種目・面数(5)		面	
観覧(屋外)	観覧席(固定)	野球バックネット裏に階段状席有り		席
	観覧席(可動)	—		席
その他機能	照明設備	有(屋外)		
	防災計画上の位置づけ	救助活動拠点候補地 (南海トラフ地震における愛知県広域受援計画)		

施設の現況評価				
項目	現況評価	現況	評価	
安全性機能性	安全性(屋内)	C	広範囲に劣化	劣
	機能性(屋内)	C	広範囲に劣化	
	法令適合性	A	問題なし	
	屋外運動施設(屋外)	B	部分的に劣化	
	安全対策(屋内外)	B	部分的に劣化	
経済性	改善コスト	B	整備年が古く、これまで大規模改修がされていない	良
	維持管理コスト	A	利用者1人当たり負担額が町平均	
	収入	B	敷地面積当たり収入が少ない	
耐震性	耐震基準	新	新耐震基準に適合	問題なし
	耐震診断の実施	—	新耐震基準のため対象外	
	耐震改修の実施	—	新耐震基準のため対象外	

施設の方向性	改善	整備手法	機能改修
2次評価の必要性		無	

特記事項	劣化等の指摘箇所がみられるが、管理棟の屋根材の剥がれ、テニスコート(壁打ち支柱の腐食)等を除いて、緊急性の高い指摘箇所はない。
------	---

### ③武豊町運動公園第2グラウンド

武豊町運動公園第2グラウンドの現況及び評価結果をまとめると、下記のとおりである。

基本情報			現況写真
施設	施設名称	武豊町運動公園第2グラウンド	
	施設種別	弓道場	
	屋内外の別	屋内(屋外)	
建設	竣工年	昭和 59 (1984)	年
	供用開始年	昭和 59 (1984)	年
	設計者	株式会社三橋建築設計事務所	
	施工会社	有限会社大幾組	
	運営形態	指定管理委託	
建築物の規模・構造	敷地面積	3,000	m <sup>2</sup>
	延床面積	167	m <sup>2</sup>
	建築面積	180	m <sup>2</sup>
	競技エリア面積	115	m <sup>2</sup>
	構造	鉄骨造(射場、的場) 鉄筋コンクリート造(屋外トイレ・器具庫)	
	PH 階	—	階
	地上階	1	階
地下階	—	階	
競技(屋外)	競技種目・面数(1)	1 面	弓道(5 人立)
	競技種目・面数(2)	面	
	競技種目・面数(3)	面	
	競技種目・面数(4)	面	
	競技種目・面数(5)	面	
観覧(屋外)	観覧席(固定)	—	席
	観覧席(可動)	—	席
その他機能	照明設備	有(屋外)	
	防災計画上の位置づけ	—	



弓道場(射場)



弓道場(射場)



弓道場(矢道、的場)

施設の現況評価				
項目		現況評価	現況	評価
安全性 機能性	安全性(屋内)	B	部分的に劣化	劣
	機能性(屋内)	B	部分的に劣化	
	法令適合性	A	問題なし	
	屋外運動施設(屋外)	C	防矢ネット鋼管ポールと照明柱に難あり	
	安全対策(屋内外)	B	部分的に劣化	
経済性	改善コスト	B	整備年が古く、これまで大規模改修がされていない	良
	維持管理コスト	B	利用者1人当たり負担額が町平均よりやや高い	
	収入	A	敷地面積当たりの収入がやや少ない	
耐震性	耐震基準	新	新耐震基準に適合	問題なし
	耐震診断の実施	—	新耐震基準のため対象外	
	耐震改修の実施	—	新耐震基準のため対象外	

施設の方向性	改善	整備手法	機能改修
2次評価の必要性		有	

特記事項	射場の軒部分の骨組にみられる補強材や、矢道(屋外施設)に設けられている防矢ネット(旧)の鋼管ポール及び照明柱の広範囲に腐食がみられる。
------	---

### ④武豊緑地グラウンド

武豊緑地グラウンドの現況及び評価結果をまとめると、下記のとおりである。

基本情報				現況写真	
施設	施設名称	武豊緑地グラウンド		 <p>グラウンド</p>  <p>グラウンド</p>  <p>グラウンド(ベンチ)</p>	
	施設種別	グラウンド			
	屋内外の別	屋外			
建設	竣工年	平成 11 (1999)	年		
	供用開始年	平成 12 (2000)	年		
	設計者	—			
	施工会社	—			
	運営形態	指定管理委託			
建築物の規模・構造	敷地面積	10,880	m <sup>2</sup>		
	延床面積	—	m <sup>2</sup>		
	建築面積	—	m <sup>2</sup>		
	競技エリア面積	—	m <sup>2</sup>		
	構造	—			
	PH 階	—	階		
	地上階	—	階		
競技(屋外)	競技種目・面数(1)	2	面	ソフトボール ※サッカー1面併用	
	競技種目・面数(2)		面		
	競技種目・面数(3)		面		
	競技種目・面数(4)		面		
	競技種目・面数(5)		面		
観覧(屋外)	観覧席(固定)	—	席		
	観覧席(可動)	—	席		
その他機能	照明設備	有(屋外)			
	防災計画上の位置づけ	—			

施設の現況評価				
項目	現況評価	現況	評価	
安全性 機能性	安全性(屋内)	—	対象外(建築物なし)	劣
	機能性(屋内)	—	対象外(建築物なし)	
	法令適合性	A	問題なし	
	屋外運動施設(屋外)	C	舗装(芝等)や附帯施設・設備に難あり	
	安全対策(屋内外)	C	スポーツコート平坦性・水はけに難あり	
経済性	改善コスト	B	整備年が古く、これまで大規模改修がされてない	良
	維持管理コスト	A	利用者1人当たり負担額が町平均より低い	
	収入	B	敷地面積当たりの収入が少ない	
耐震性	耐震基準	—	建築物なし	—
	耐震診断の実施	—	減築物なし	
	耐震改修の実施	—	建築物なし	

施設の方向性	改善	整備手法	機能改修
2次評価の必要性		有	

特記事項	表土の飛散・流出による砂利化や、凹凸による水溜りや湿った状態は、スポーツを安全に行うことに支障がある。
------	---

# 4 スポーツ施設の環境評価

## 4-1 スポーツ施設に関する政策方針

### (1)上位関連計画

#### ①第5次武豊町総合計画(たけとよ ゆめたろうプラン) [平成 27 年 4 月]

第5次武豊町総合計画では、まちの将来像を「心つなぎ みんな輝くまち 武豊」としたうえで、7つの基本目標を設け、また、それら基本目標には、「22 のめざすべきまちの姿」と「61 の施策方針」を設けている。

このうち、スポーツ施設に関する政策等としては、主に「基本目標 3 ふれあいのあるまち」に示しており、目指すべきまちの姿の一つを「3-1.集い・憩える魅力的な場所があるまち」としている。

この中で、実施方針を公園・緑地や交流の場の充実を図り、誰もが休日や余暇の時間をゆとりを持って過ごすことができるよう、魅力的な施設や場所を整えることとし、施策方針を「①みんなで公園と緑地を充実する」、「②集いの場・憩いの場を充実する」としている。



図 4-1 後期戦略プランの体系（「第5次武豊町総合計画」より）

### ■基本目標 3 ふれあいのあるまち

だれもが近所に居場所があり、気軽に地域に出ることができて、世代間交流があれば、「地域で子どもを育てる」「災害時に助け合える」など、様々な効果が期待できます。「地域力」を高めることで、ふれあいのあるまちをめざします。

#### めざすべきまちの姿

<基本目標 3 ふれあいのあるまち>



### 3-1 集い・憩える魅力的な場所があるまち

公園や緑地を始め、子どもが家族と一緒に、親子で元気に遊ぶことができ、高齢者なども含めて誰もが気軽に集い、憩うことができる、魅力的な場所がある。

#### 実現方針

誰もが、休日や余暇の時間を町内でゆとりを持って過ごすことができるよう、公園・緑地や交流の場の充実を図り、魅力ある施設や場所を整えます。

#### 施策方針

- |  |   |
|--|---|
| <p>①みんなで公園と緑地を充実する</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な世代間のつながりを育むため、NPO、ボランティア団体や地域と連携しながら、住民が愛着を持って利用・管理できる公園の運営・整備を推進します。</li> <li>○ 総合公園と自然公園を核とする南部地域を身近な里山や森林に関する自然体験学習と交流の拠点として整備します。</li> </ul>  |
| <p>②集いの場、憩いの場を充実する</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゆめたろうプラザ（町民会館）などの既存施設、河川や寺社などをつなぐ遊歩道を設定し、町内の魅力的な場所のネットワークを形成します。</li> <li>○ 地域の施設などを有効に活用することにより、町民と行政が協働し、だれもが楽しめる場所づくりを進めます。</li> <li>○ ウォーキングや各種交流イベントの開催を支援するなど、気軽に集い・憩うことができる機会を充実します。</li> </ul> |

## ②武豊町公共施設等総合管理計画 [平成 29 年 3 月]

武豊町公共施設等総合管理計画は、平成 29 年度から令和 37 年度までを計画期間とし、公共施設等の管理に関する基本的な考え方等を示したものであり、本計画の対象としている 4 施設のうち、3 施設が該当するスポーツ系施設の今後の方針を、以下のとおり示している。

### ■目指す姿と基本理念

#### ●目指す姿

- ・現世代に対して安全・安心な公共施設サービスを確保
- ・将来世代への過大な負担の解消
- ・公共施設サービス水準の低下の回避

#### ●基本理念

- ・最適な施設配置と長寿命化による持続性ある公共施設サービスの実現

### ■スポーツ系施設の今後の方針

総合体育館は、利用者 1 人当たりの負担額は小さいものの、施設管理費や事業費が大きいとともに、将来多額の更新費が必要になることが見込まれています。指定管理者制度の導入など、施設管理費や事業費の縮減を図っていきます。また、長寿命化や改修の程度や規模を調整するとともに、民間ノウハウを活用し、更新費の縮減を図ります。

## ③武豊町都市計画マスタープラン [平成 28 年 3 月]

武豊町都市計画マスタープランは、平成 17 年度から令和 2 年度までを計画期間とし、都市づくりの理念や基本方針等を示したものであり、本計画の対象であるスポーツ施設に関する基本的な考え方や整備方針等を、以下のとおり示している。

### ■都市づくり目標

#### ●めざすべき都市象

みんなが笑顔で住み続けられる“いなか街”

～「いなからしさ」と「都市の便利さ」をあわせもつ魅力あるまちづくり～

#### ●都市づくり目標

- ・人にも環境にもやさしい 安心・安全なまちづくり
- ・にぎわいや交流が芽吹く ゆとりある快適なまちづくり
- ・一人ひとりの意志が届く 町民主体のまちづくり

### ■整備方針(その他の都市施設整備の方針)

#### ●基本的な考え方

循環型社会への対応や安全な都市形成など社会的な要請にこたえとともに、町民ニーズに応じた利便性の高い快適な生活を営むうえで必要となる都市施設の整備を図ります。

#### ●スポーツ施設

- ・スポーツニーズの多様化に対応し、運動公園をはじめスポーツ施設の利用促進を図ります。
- ・温水プールの整備を図ります。



## ④第2次武豊町生涯学習基本構想 [平成 24 年 3 月]

第2次武豊町生涯学習基本構想は、平成24年度から令和3年度までを計画期間とし、生涯学習の充実に向けた基本方針をとりまとめたものであり、本計画の対象としているスポーツ施設に対する施策の方向性や、特に総合体育館に関する今後の取組み等を、以下のとおり示している。

### ■基本目標

#### “心を豊かにし 人をむすび 文化をつくる 生涯学習のまち”

学びにより、心が一層豊かになり、その人らしく生きていくことができるまちを目指します。そして学習や活動を通じて、知り合いになり、協力するなど、人と人がむすばれ、暮らしやすく魅力的なまちを創っていくことを目指します。

### ■基本的な施策(スポーツ)

#### ●施策の方向性

- ・住民が生涯を通してスポーツに親しむことができる環境を整え、恒常的にスポーツをする成人の割合を高めていきます。週1回以上スポーツをする人の割合が6割になることを目標とします。
- ・指導者の養成、スポーツ施設の整備、学校施設の利用、スポーツ事故の防止など、スポーツの推移のための基礎的条件の整備に取り組みます。
- ・住民のスポーツ団体、NPO、スポーツ推進委員と連携をとり、事業の企画・運営、施設の運営等を行うために、指導者の育成、制度の整備、広報の支援等を行います。

### ■主要施設(総合体育館)

#### ●位置付け

- ・スポーツの普及振興及び住民の体力と健康の増進を図るため、町のスポーツの拠点として、講座やイベントの企画・運営、住民等への施設の貸し出しを行います。

#### ●今後の取組み

- ・住民が主役となって運営する総合型地域スポーツクラブの活動拠点として、館の運営への参画を促します。
- ・床の改修など施設・設備の耐用年数に即して、スポーツ振興基金やスポーツ振興くじ助成金等の活用を検討しながら、改修に取り組みます。
- ・体育協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等と連携しながら、イベントや講座等を実施します。

## (2)社会動向

### ①人口動態

#### ア.人口の推移

本町の人口は、令和元年10月1日現在で43,642人であり、平成22年からの推移を見ると、増加傾向を示している。

各年数値(人口)は、下表「合計欄」を参照。

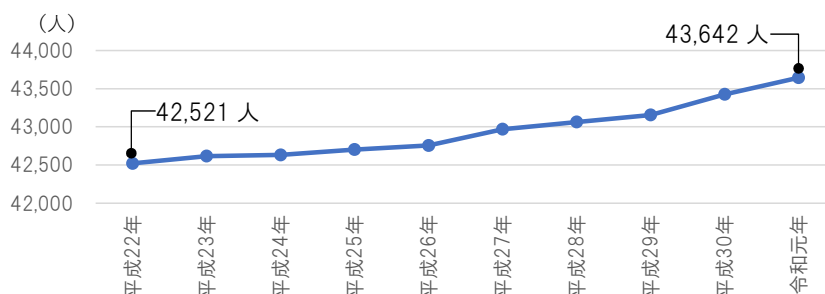


図 4-2 町の人々の推移(平成22年～令和元年) 資料:住民窓口課(住民基本台帳)

#### イ.年齢別人口の推移

人口を年齢別(5歳階級別)にみると、45～49歳、50～54歳、70～74歳、75～79歳、80歳以上の人口が急激な増加が見られる一方で、35～39歳、60～64歳は急激な減少が見られ、40～44歳、65～69歳も近年大きく減少している。

その他の若年層は、総じて横ばいあるいは微減の傾向を示している。

表 4-1 年別年齢別人口

(人)

年齢 (階層)	年(各年10月1日現在の値)									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
0～4	2,099	2,031	2,029	2,002	1,987	1,989	1,967	1,884	1,863	1,805
5～9	2,280	2,220	2,210	2,189	2,142	2,118	2,108	2,105	2,077	2,070
10～14	2,298	2,369	2,342	2,296	2,323	2,310	2,240	2,253	2,240	2,189
15～19	2,075	2,117	2,185	2,229	2,264	2,371	2,424	2,407	2,395	2,427
20～24	2,437	2,394	2,350	2,309	2,239	2,184	2,221	2,262	2,379	2,481
25～29	2,517	2,499	2,490	2,515	2,434	2,447	2,366	2,352	2,385	2,391
30～34	2,892	2,746	2,599	2,520	2,568	2,587	2,557	2,530	2,535	2,468
35～39	3,662	3,575	3,426	3,263	3,017	2,836	2,730	2,610	2,565	2,634
40～44	3,134	3,364	3,459	3,533	3,645	3,630	3,544	3,431	3,269	3,067
45～49	2,654	2,689	2,807	2,941	3,025	3,112	3,348	3,492	3,570	3,671
50～54	2,198	2,198	2,281	2,372	2,466	2,645	2,670	2,801	2,909	3,022
55～59	2,554	2,434	2,255	2,149	2,182	2,151	2,158	2,256	2,350	2,425
60～64	3,395	3,458	3,281	2,995	2,653	2,466	2,340	2,195	2,113	2,159
65～69	2,982	2,843	2,879	3,029	3,148	3,210	3,289	3,132	2,888	2,564
70～74	2,081	2,248	2,465	2,605	2,754	2,792	2,659	2,707	2,867	2,980
75～79	1,464	1,534	1,621	1,709	1,772	1,871	2,028	2,226	2,375	2,508
80歳以上	1,799	1,896	1,954	2,046	2,136	2,249	2,413	2,512	2,644	2,781
合計	42,521	42,615	42,633	42,702	42,755	42,968	43,062	43,155	43,424	43,642

資料:住民窓口課(住民基本台帳)

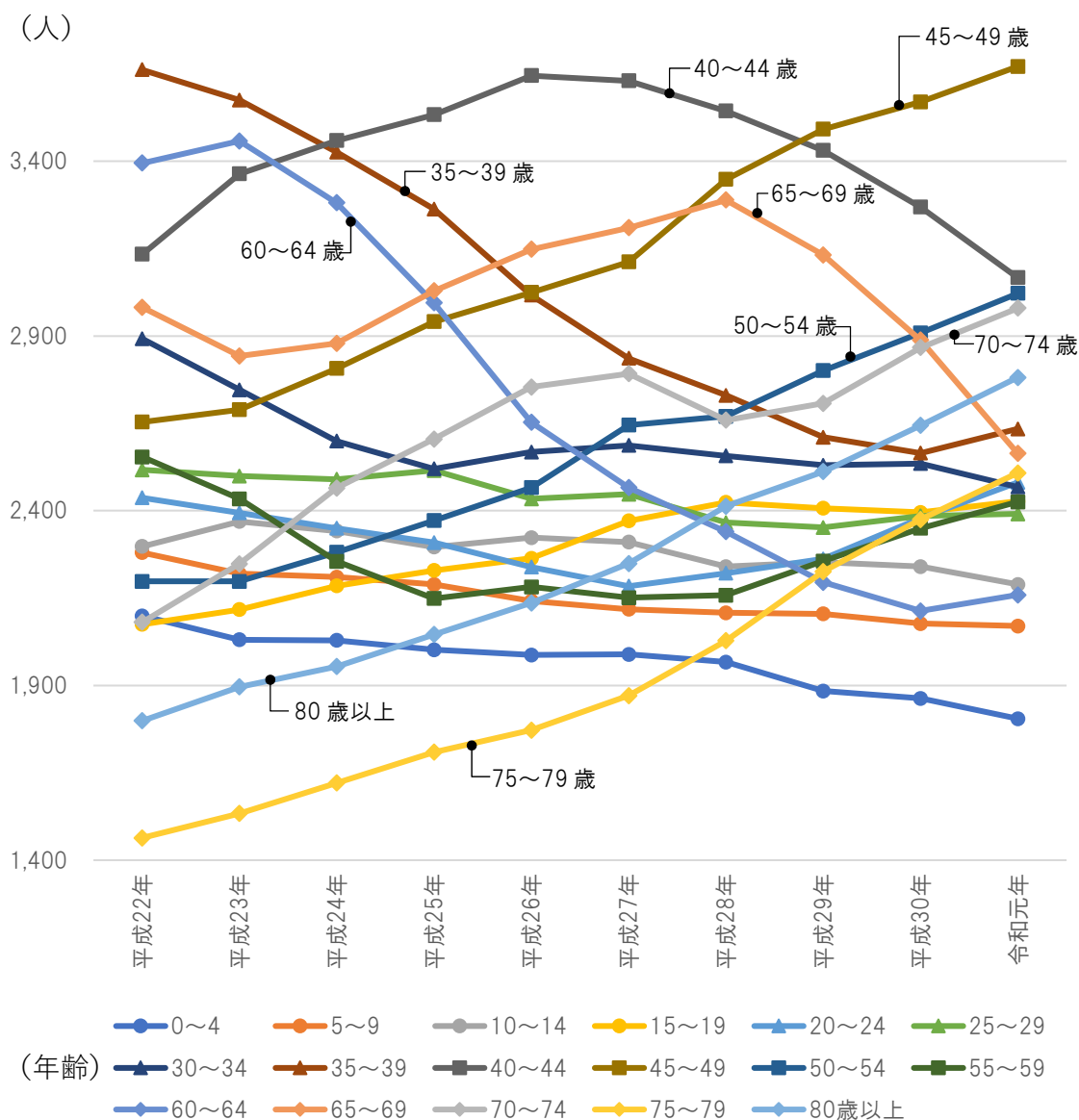


図 4-3 年別年齢別人口の推移

資料:住民窓口課(住民基本台帳)

## ②将来人口

「武豊町人口ビジョン(平成27年10月)」によると、本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に各種施策による社会増等を見込んだ結果、令和2年(2020)をピークに減少をはじめ、令和42年(2060)に40,064人になることが示されている。

なお、これらの推計の基準となる人口は、2015.8.1時点の住民基本台帳による。

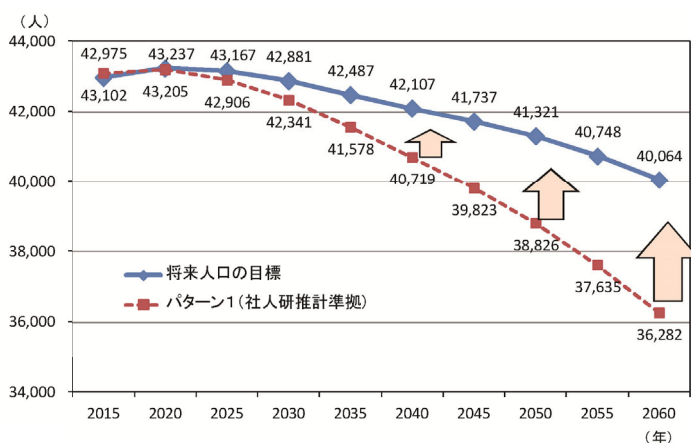


図 4-4 町の将来人口

資料:武豊町人口ビジョン

### ③各種競技の取組状況

対象施設の過去 10 年間における利用状況(のべ利用者数)を整理し、平成 22 年度から令和元年度において、のべ利用者数が1割以上増加した競技と、減少あるいは横ばいの競技を分類整理すると、以下のとおりである。なお、減少した競技の中で、「野球」は、平成 22 年度の利用者数と比較すると減少を示すものの、近年は増加傾向である。

#### ■10 年前と比べて利用者が増加した競技

バドミントン	バレーボール	バスケットボール
空手	フットサル	体操
トレーニング	ランニング	サッカー
テニス		

#### ■10 年前と比べて利用者が減少・横ばいの競技

剣道	レクスポ	野球
ソフトボール	グランドゴルフ	弓道
卓球	柔道	

表 4-2 施設・競技種目別の利用者数の推移

(人)

施設	競技種目	年度（各年度 4 月～3 月の合計）									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総合体育館	バドミントン	16,786	17,308	16,755	15,222	15,759	16,266	16,073	19,557	15,888	20,846
	卓球	6,936	7,327	8,838	9,380	9,101	8,982	9,595	9,312	9,650	6,837
	バレーボール	6,000	8,494	8,071	7,177	8,158	7,397	7,470	8,548	10,462	8,083
	バスケットボール	5,405	6,517	7,930	10,584	11,774	15,551	15,909	12,777	12,740	12,191
	剣道	912	1,224	1,482	1,323	1,535	953	1,534	263	386	319
	空手	3,381	2,518	3,588	3,711	1,812	1,764	3,113	1,975	2,805	3,785
	柔道	0	3	0	7	0	0	40	2	10	0
	フットサル	2,340	1,925	2,740	3,200	3,360	3,200	3,360	3,360	3,120	3,120
	レクスポ	23,289	25,871	26,904	22,867	20,208	20,024	19,169	19,535	15,690	16,833
	体操	33,077	31,555	33,864	36,213	39,516	34,162	31,725	33,765	41,544	37,876
	トレーニング	20,589	23,246	24,746	27,408	28,712	34,511	32,440	33,496	34,023	30,442
	ランニング	2,310	2,899	2,308	2,982	3,801	3,023	3,094	2,542	2,645	2,799
	その他※1	13,098	12,632	8,799	12,061	10,024	9,071	19,746	8,520	12,336	14,079
運動公園	野球	18,518	19,033	20,680	19,158	10,110	10,963	8,563	9,950	7,532	13,390
	ソフトボール	315	507	723	135	659	829	411	200	515	55
	サッカー	2,284	2,528	2,725	2,509	1,804	500	581	1,499	1,665	2,601
	グランドゴルフ	1,140	2,090	1,575	2,220	950	720	650	345	470	510
	テニス	18,013	15,665	16,983	17,264	17,555	18,430	19,382	21,970	22,430	21,079
	その他※2	134	200	190	165	198	100	67	65	0	0
第 2	弓道	3,662	3,250	2,727	2,975	3,398	2,828	2,282	1,685	2,524	2,063
緑地グラウンド	野球※3	8,927	10,652	12,582	10,007	5,219	7,697	8,361	4,864	5,912	6,759
	ソフトボール※3	152	284	440	71	340	582	401	98	404	28
	サッカー※3	1,101	1,415	1,658	1,311	931	351	567	733	1,307	1,313

※1:内訳は、会議、イベント、催し物、他。

※2:内訳は不明。

※3:緑地グラウンドの競技用途は、野球、ソフトボール、サッカーであるが、把握している利用者数はそれらの合計値のみである。

このため、上表の値は、「運動公園」の上記3種目の利用者割合を、緑地グラウンドの利用者数の合計値に乗じて算出したものである。

資料:武豊町の生涯学習

### (3)スポーツ施設の政策方針

過去 10 年間(平成 22 年～令和元年)の対象施設における競技別のべ利用者数は、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、サッカー及びテニス等で増加している。これは対象施設で開催される各種大会の影響が大きいと推察されるが、併せて本町の人口がこれまで堅調に増加してきたことも一因であると考えられる。

しかし、対象施設のいずれもが築後 30 年前後を経過して一部箇所で見られる老朽化が見られること、これまで堅調な増加が見られた本町の人口も、令和 2 年(2020)をピークに今後減少していくことが予想されることなど、スポーツ及びスポーツ施設を取り巻く環境は今後変化していくことが考えられる。

こうした状況のなか、「第5次武豊町総合計画」においては、「ふれあいのあるまち」を基本目標の一つに据え、誰もが休日や余暇の時間を町内でゆとりを持って過ごすことができるよう、交流の場の充実など、魅力ある施設や場所を整えることを実施方針に示している。さらに、「武豊町公共施設等総合管理計画」では、スポーツ系施設に関して、長寿命化や改修の程度、規模の調整等を行うとともに、民間ノウハウを活用して更新費等の縮減を図っていくことを示している。

既存のスポーツ施設のうち、老朽化の状況と今後の需要の見通しを踏まえ、保持していく必要があると判断されるものについては、計画的な修繕と適切な維持管理等による長寿命化を図り、施設の有効活用を図っていくものとする。また、併せて民間ノウハウの活用や社会体育施設以外の地域スポーツ施設(学校施設、民間スポーツ施設等)との連携も視野に入れて取り組んでいくものとする。

#### ●長寿命化の推進

老朽化した箇所の改修を早期に実施するとともに、定期的な点検・診断と計画的な修繕及び適切な維持管理の実施により施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減や平準化を図る。

#### ●既存施設の有効活用

求められる一定の公共サービスを確保したうえで、必要に応じて機能の集約や複合化等を進め、提供施設の総量抑制を図る。また、併せて現行の指定管理者制度の継続等による経費削減を図る。

#### ●民間及び関連施設との連携

多様化する利用者ニーズに対応するため、対象施設以外でスポーツ競技が実施できる施設として、学校施設、民間スポーツ施設等を対象とした連携を検討する。

## 4-2 スポーツ施設の環境に関する情報

ここでは、後掲「4-3 スポーツ施設の基本方針【2次評価】」の検討を行う上で必要な情報として、スポーツ施設の利用と運営の側面から各種情報を整理し、スポーツ施設の環境を明らかにしている。

そうした中、武豊町総合体育館は年間利用者数が多く、利用者の約 77%が当該施設のスポーツ環境に対して満足している。また今後の施設利用に対しても利用者の 98%が「利用したい」「できれば利用したい」としたり、当該施設が一次開設避難所に位置づけられていたりするなど、施設の必要性や特殊性が高い。

一方、武豊緑地グラウンドは、他施設と異なり、学校のクラブ活動には利用されておらず、フットサルなどの主に町内のサークル活動に利用されている。

表 4-3 スポーツ施設の環境

視点	武豊町総合体育館	武豊町運動公園	武豊町運動公園 第2グラウンド	武豊緑地グラウンド
ア.利用状況 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者 161,299 人/年</li> <li>一人当たり維持管理費 377.7 円/人・年<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者 32,612 人/年</li> <li>一人当たり維持管理費 275.1 円/人<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者 2,524 人/年</li> <li>一人当たり維持管理費 600.2 円/人<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者 7,623 人/年</li> <li>一人当たり維持管理費 72.7 円/人<sup>※2</sup></li> </ul>
イ.ニーズ <sup>※3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会以外の利用時の個人:団体の比は、おおよそ 6:4 である。</li> <li>スポーツ環境に対して利用者の約 77%<sup>※4</sup>が満足を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会以外の利用時の個人:団体の比は、おおよそ 3:7 である。</li> <li>スポーツ環境に対して利用者の約 77%<sup>※4</sup>が満足を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会以外の利用時の個人:団体の比は、おおよそ 10:0 である。</li> <li>スポーツ環境に対して利用者の約 50%<sup>※4</sup>が満足を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会以外の利用時の個人:団体の比は、おおよそ 0:10 である。</li> <li>スポーツ環境に対して利用者の約 66%<sup>※5</sup>が満足を示している。</li> </ul>
ウ.競技種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町では、特定のスポーツの振興を図っていく方針は示されていない。そうした中、近年はバドミントン、バレーボール、バスケットボール、空手、フットサル、サッカー、テニス等の利用者が増加している。</li> <li>なお、現在、令和 4 年 4 月運用開始を予定している屋内温水プール施設の建設が進められている。</li> </ul>			
エ.整備目的 基準適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に町民の日常の運動や健康増進、また町内外の学生のクラブ活動やサークル活動に利用されている。</li> <li>バレー、バスケット、バドミントン等は知多地方や愛知県大会等にも利用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に町民の日常の運動や健康増進、また町内外の学生のクラブ活動やサークル活動に利用されている。</li> <li>野球、テニス等は知多地方や愛知県大会等にも利用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に町内外の学生のクラブ活動やサークル活動に利用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に町内のサークル活動に利用されている。</li> </ul>
オ.防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次開設避難所に位置づけられている。(武豊町地域防災計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助活動拠点候補地に位置づけられている。(南海トラフ地震における愛知県広域受援計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災計画上の位置づけはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災計画上の位置づけはない。</li> </ul>
カ.利用圏域 <sup>※3</sup>	知多半島5市5町におけるスポーツ施設の整備状況を別表で示す。(次頁参照)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の約 25%が町外利用である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の約 60%が町外利用である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の約 30%が町外利用である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の約 83%が町外利用である。</li> </ul>
キ.施設分布 <sup>※3</sup>	施設分布(利用可能な施設の過不足)の状況を、利用者に対する「当該施設の必要性」について聞いたアンケート調査結果から整理すると、以下のとおりとなる。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の約 98%<sup>※6</sup>が必要性を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の約 89%<sup>※6</sup>が必要性を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の約 83%<sup>※6</sup>が必要性を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の約 87%<sup>※7</sup>が必要性を示している。</li> </ul>

※1:「平成 30 年度社会体育施設利用状況」(武豊町の生涯学習)より

※2:「3-1 施設ごとの基礎情報」の表中「経済性」に示した費用合計(「収入」を除く)を年間利用者数で除した値。

※3:「2019 年度 武豊町総合体育館アンケート結果」(特定非営利活動法人ゆめフルたけとよスポーツクラブ)を用いている。

なお、「武豊緑地グラウンド」のみは、令和 3 年 1 月 31 日に実施したアンケート調査(教育部スポーツ課実施)の結果を用いている。

※4:施設の設備、備品に対して、「大変満足」、「やや満足」、「普通」を選択した件数の和を総計で除した値(割合)。

※5:利用状況に対して、「満足」、「やや満足」、「普通」を選択した件数の和を総計で除した値(割合)。

※6:今後の施設利用に対して、「利用したい」、「できれば利用したい」を選択した件数の和を総計で除した値(割合)。

※7:施設の必要性に対して、「今後も利用したい」、「環境が改善されれば利用したい」を選択した件数の和を総計で除した値(割合)。

## ■知多半島5市5町のスポーツ施設の整備状況（前表中の「カ.利用圏域」の詳細）

知多半島5市5町（半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町、美浜町）では、平成15年4月より、スポーツ施設を含む公共施設において、料金をそれぞれの住民が利用する額と同額とする制度を有し、積極的な相互利用を推進している。

このため、前表4-3の「カ.利用圏域」では、この制度により相互利用できる市町の範囲を利用圏域として捉えて考察することとする。

本計画の対象施設（種別）に沿って、本町を除く知多半島5市4町のスポーツ施設を整理すると下表のとおりとなり、対象施設（種別）全てに対して同等あるいは類似する機能を有していることが分かる。また、前表4-3の「スポーツ施設の環境」の「カ.利用圏域」で示したとおり、それぞれの施設の町外利用者の割合が30%程度となっており、広域利用（相互利用）が進んでいる施設であることが分かる。

表4-4 対象施設（種別）に沿って整理した知多半島5市4町のスポーツ施設

知多半島 5市4町 <sup>※1</sup>	武豊町の施設（対象施設と種別）			
	武豊町総合体育館	武豊町運動公園	武豊町運動公園 第2グラウンド	武豊緑地 グラウンド
	体育館 （武道場含む）	多目的グラウンド （テニスコート含む）	弓道場	多目的 グラウンド
半田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>半田市成岩地区総合型地域スポーツクラブハウス</li> <li>青山記念武道場</li> <li>半田市体育館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半田運動公園(テ)<sup>※3</sup></li> <li>半田市営球場(テ)</li> <li>半田北部グラウンド</li> <li>雁宿テニスコート</li> <li>臨海テニスコート</li> <li>臨海公園フットサルコート</li> <li>半田上浜口グラウンド</li> <li>半田マリングラウンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半田市営弓道場</li> </ul>	左記「武豊町運動公園」と同じ
常滑市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市体育館</li> <li>サザンアリーナ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大曾公園(テ)</li> <li>グリーンスポーツセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大曾公園(弓)<sup>※4</sup></li> </ul>	
東海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館(武)<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館(テ)</li> <li>大池公園(テ)</li> <li>平池公園(テ)</li> <li>上野台公園(テ)</li> <li>新宝緑地運動公園</li> <li>加木屋運動公園(テ)</li> <li>元浜スポーツ広場(テ)</li> <li>荒尾スポーツ広場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館(弓)</li> </ul>	
大府市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館(武)</li> <li>大府体育センター(武)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館(テ)</li> <li>市営テニスコート</li> <li>横根グラウンド</li> <li>市営グラウンド</li> <li>二ツ池公園グラウンド</li> <li>吉田多目的グラウンド</li> <li>石ヶ瀬多目的グラウンド</li> <li>米田多目的グラウンド</li> <li>横根多目的グラウンド</li> <li>横根フットサルコート</li> <li>桜木多目的公園</li> <li>長草多目的公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館(弓)</li> </ul>	

知多市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館(武)</li> <li>ベティさんの家旭公園体育館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知多運動公園(テ)</li> <li>緑広場</li> <li>ふれあい広場</li> <li>梅が丘グラウンド</li> <li>石根グラウンド</li> <li>東小山グラウンド</li> <li>大知山グラウンド</li> <li>ベティさんの家旭公園(テ)</li> <li>七曲公園(テ)</li> <li>つつじが丘公園野球場</li> <li>寺本台グラウンド(テ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館(弓)</li> </ul>
阿久比町	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸山公園(武)</li> <li>阿久比スポーツ村(室内練習場)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸山公園(テ)</li> <li>阿久比スポーツ村</li> <li>板山グラウンド</li> <li>白沢グラウンド(テ)</li> <li>草木グラウンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
東浦町	<ul style="list-style-type: none"> <li>町体育館(武)</li> <li>北部ふれあいセンター</li> <li>西部ふれあいセンター</li> <li>藤江コミュニティセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一グラウンド</li> <li>第二グラウンド</li> <li>文化広場テニスコート</li> <li>岡田川テニス場</li> <li>南部グラウンド</li> <li>北部グラウンド</li> <li>西部グラウンド</li> <li>みどり浜緑地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
南知多町	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合体育館(武)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動公園(テ)</li> <li>町民会館グラウンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
美浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合公園体育館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合公園体育館(テ)</li> <li>総合公園グラウンド(テ)</li> <li>第2町民グラウンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>

※1: 知多半島5市5町(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町、美浜町)のうち、武豊町を除いた市町。

※2: 武道場(剣道場、柔道場等)を有している場合、「武」と表記。

※3: テニスコートを有している場合、「テ」と表記。

※4: 弓道場を有している場合、「弓」と表記。



## 4-3 スポーツ施設の基本方針【2次評価】

### (1) 評価の手順と評価の基準

#### ① 評価の手順

前掲の「3-3 個別施設の方向性【1次評価】」に示した「I.施設の方向性」の結果に、後掲の「政策優先度」を加味して、スポーツ施設の基本方針の検討を行う。

検討の手順は以下の「図 4-5 評価の手順(スポーツ施設の基本方針の検討(2次評価)のフローチャート)」に沿って行うものとし、評価の基準は、次頁のとおりとする。

1次評価が「維持」となった施設は基本方針を「機能保持」とし、1次評価が「改善」もしくは「改廃」となった施設は政策優先度の評価を行う。

なお、4つの対象施設に対する1次評価は、「維持」もしくは「改善」であったため、「機能保持」または政策優先度評価により「機能保持」もしくは「総量コントロール」となる。

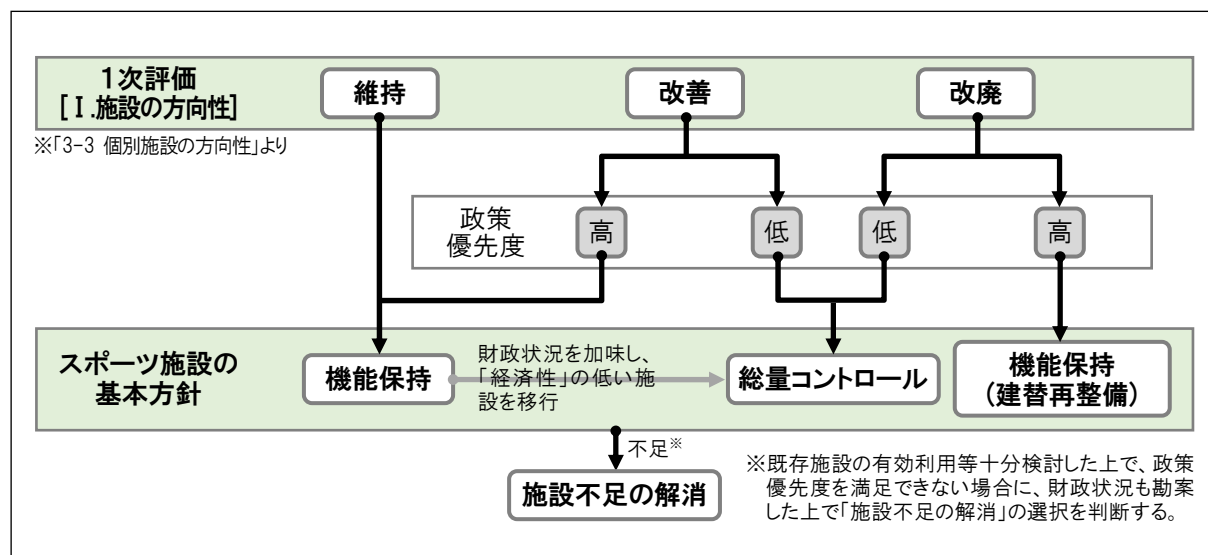


図 4-5 評価の手順 (スポーツ施設の基本方針の検討(2次評価)のフローチャート)

表 4-5 基本方針の概要

基本方針	内容
機能保持	現在の施設の機能を保持する。 老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応方針を施設ごとに検討する。老朽化が激しいものについては建替再整備の時期や方法について検討する。
総量コントロール	将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討する。
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態である場合、利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。

## ②評価の基準

「4-3.(1).①評価の手順」で用いる評価の基準を以下に示す。

表 4-6 評価の基準（政策優先度を評価するための基準）

項目	評価	評価基準
政策優先度	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設利用が多い。</li> <li>● 現在の施設利用者満足度が高い。</li> <li>● 運営や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見込みがある。</li> <li>● 障害者スポーツが盛んに行われている。</li> <li>● 圏域にそのスポーツ実施場所がなく、希少性が高い。</li> <li>● 整備目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われている。</li> <li>● 地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されており、代替できる施設がない。</li> </ul>
	低	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設利用が少ない。</li> <li>● 現在の施設利用者の満足度が低い。</li> <li>● 特定の団体が利用し、実利用者が少ない。</li> <li>● 周辺の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っても利用状況の改善の見込みがない。</li> <li>● 整備目的や施設内容と利用実態が整合していない。</li> <li>● 学校開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる。</li> <li>● 地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されていない。若しくは、指定されているが、近隣に代替できる施設がある。</li> </ul>

## (2)評価の結果(基本方針)

### ①評価結果

前掲の「3-3 個別施設の方向性【1次評価】」に示した「I.施設の方向性」の結果が「改善」となった下記4施設に対し、政策優先度の評価を行った結果を以下に示す。

なお、他施設の基本方針は、「I.施設の方向性」の結果がいずれも「維持」であったため、政策優先度の評価を行うことなく「機能保持」となる。

#### ア.武豊町総合体育館

武豊町総合体育館の年間利用者数は160,000人を超えており、本町の人口の約4倍にあたる。また利用者の約77%が当該施設のスポーツ環境に対して満足しており、今後の施設利用に対しても利用者の約98%が「利用したい」「できれば利用したい」とするなど、当該施設の希少性や訴求力が伺われる。さらに当該施設は災害時の一次開設避難所に位置づけられており、必要性や特殊性の高い施設であるといえる。

#### イ.武豊町運動公園(管理棟)

武豊町運動公園の年間利用者数は32,000人を超えており、そのうち約70%が団体利用者である。また、利用者の約60%が町外住民であることから広域な利用圏域を有した施設であることがわかる。利用者の約77%が当該施設のスポーツ環境に対して満足しており、今後の施設利用に対しても利用者の約89%が「利用したい」「できれば利用したい」とする施設でもある。さらに、当該施設は「南海トラフ地震における愛知県広域受援施設計画」において救助活動拠点候補地に位置付けられている。

こうした広域な地域からの利用者に求められ、かつ災害活動拠点にも位置付けられている施設の管理を行う「管理棟」は、必要性や重要性の高い施設であるといえる。

## ウ.武豊町運動公園第2グラウンド(矢道)

武豊町運動公園第2グラウンド(弓道場)の年間利用者数は2,500人を超えており、そのうち約30%が町外住民の利用である。利用者の約50%が当該施設のスポーツ環境に対して満足している。他の対象施設に比べて若干低い割合であるものの、今後の施設利用に対しては利用者の約83%が「利用したい」「できれば利用したい」とする施設である。なお、防災計画上の位置づけはない。

広域な地域からの利用者に求められ、また弓道場という施設の目的が明確で、かつ目的に合致した利用が見られる当該施設は、その必要性や重要性の高い施設であるといえる。

## エ.武豊緑地グラウンド

武豊緑地グラウンドの年間利用者数は約7,600人であり、前掲の武豊町運動公園に比べて少ない。しかし、それぞれ施設を単位面積当たりで見ると、当該施設が約0.701人/m<sup>2</sup>・年であるのに対して、武豊町運動公園が0.825人/m<sup>2</sup>・年となる。

当該施設は、年間利用者のうち、約83%が町外利用者である。利用者の約66%が当該施設のスポーツ環境に対して満足している。また、今後の施設利用に対しては利用者の約87%が「利用したい」「環境が改善されれば利用したい」とする施設である。なお、防災計画上の位置づけはない。

年間利用者数は、武豊町運動公園の利用数に比べて少ないものの、町外利用者の割合が高く、かつ満足度も比較的高い結果となっている。知多半島5市5町の公共施設相互利用制度に照らすと、当該施設は、必要性や重要性の高い施設であるといえる。

## ②結果のまとめ

「4-3.(2).①評価結果」より、対象の4施設の政策優先度は全て「高」と評価し、スポーツ施設の基本方針はいずれも「機能保持」とする。

その他のスポーツ施設の基本方針は、以下のとおりである。

表 4-7 基本方針【2次評価結果】

施設		1次評価		2次評価		
		I 施設の 方向性	II 施設の 整備手法	政策優先度	スポーツ施設 の基本方針	
武豊町総合体育館(屋内施設)		改善	機能改修	高	機能保持	
武豊町 運動公園	屋内 施設	管理棟	改善	機能改修	高	機能保持
		野外便所	維持	長寿命化	—	機能保持
		多目的トイレ	維持	長寿命化	—	機能保持
	屋外施設	維持	長寿命化	—	機能保持	
武豊町 運動公園 第2グラウンド	屋内 施設	弓道場(射場・的場)	維持	長寿命化	—	機能保持
		野外便所・器具庫	維持	長寿命化	—	機能保持
	屋外施設(矢道)	改善	機能改修	高	機能保持	
武豊緑地グラウンド(屋外施設)		改善	機能改修	高	機能保持	

# 5 個別施設計画

## 5-1 適用手法の検討

### (1)スポーツ施設の基本方針と適用手法について

「Ⅰ.施設の方向性(1次評価)」と「政策優先度(2次評価)」を2軸とするマトリクスに、「4-3 スポーツ施設の基本方針」の結果を整理すると、下図のとおりとなり、それぞれに対応した適用手法に沿うこととする。

なお、「武豊町運動公園」の野外便所、多目的トイレと、「武豊町運動公園第2グラウンド」の弓道場(射場・的場)、野外便所・器具庫は、1次評価において「Ⅰ.施設の方向性:維持」であったため、「4-3.(1).①評価の手順」の「図 4-5 評価の手順(スポーツ施設の基本方針の検討(2次評価)のフローチャート)」に沿って「政策優先度」の評価は行わず、スポーツ施設の基本方針を「機能保持」としている。

また、「武豊町運動公園」と「武豊町運動公園第2グラウンド」は、当該施設に含まれる各々の屋内外施設の「Ⅰ.施設の方向性」の評価がそれぞれ異なると結果となった。このため、これら2施設それぞれの全体評価は、「Ⅰ.施設の方向性:改善」、「政策優先度:高」として扱い、その結果を下図に示した。

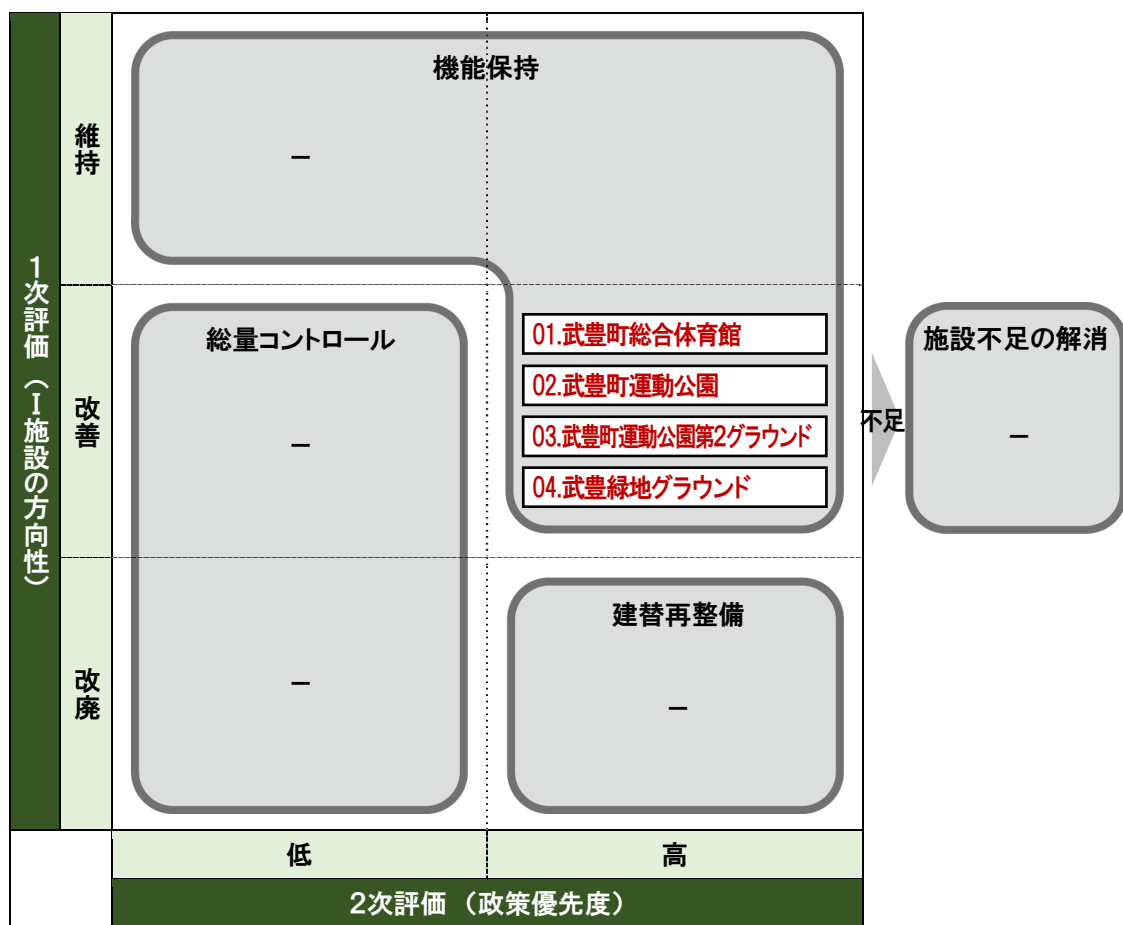


図 5-1 スポーツ施設の基本方針と2軸マトリクスの関係

## (2)適用手法

「5-1.(1)スポーツ施設の基本方針と適用手法について」の、「図 5-1 スポーツ施設の基本方針と2軸マトリクスの関係」で示した各施設の位置づけに対する適用手法を下图に示す。

なお、1次評価のうち、「Ⅱ.施設の整備手法」の結果を踏まえると、それぞれのスポーツレクリエーション系施設の適用手法は、下表のとおりとなる。

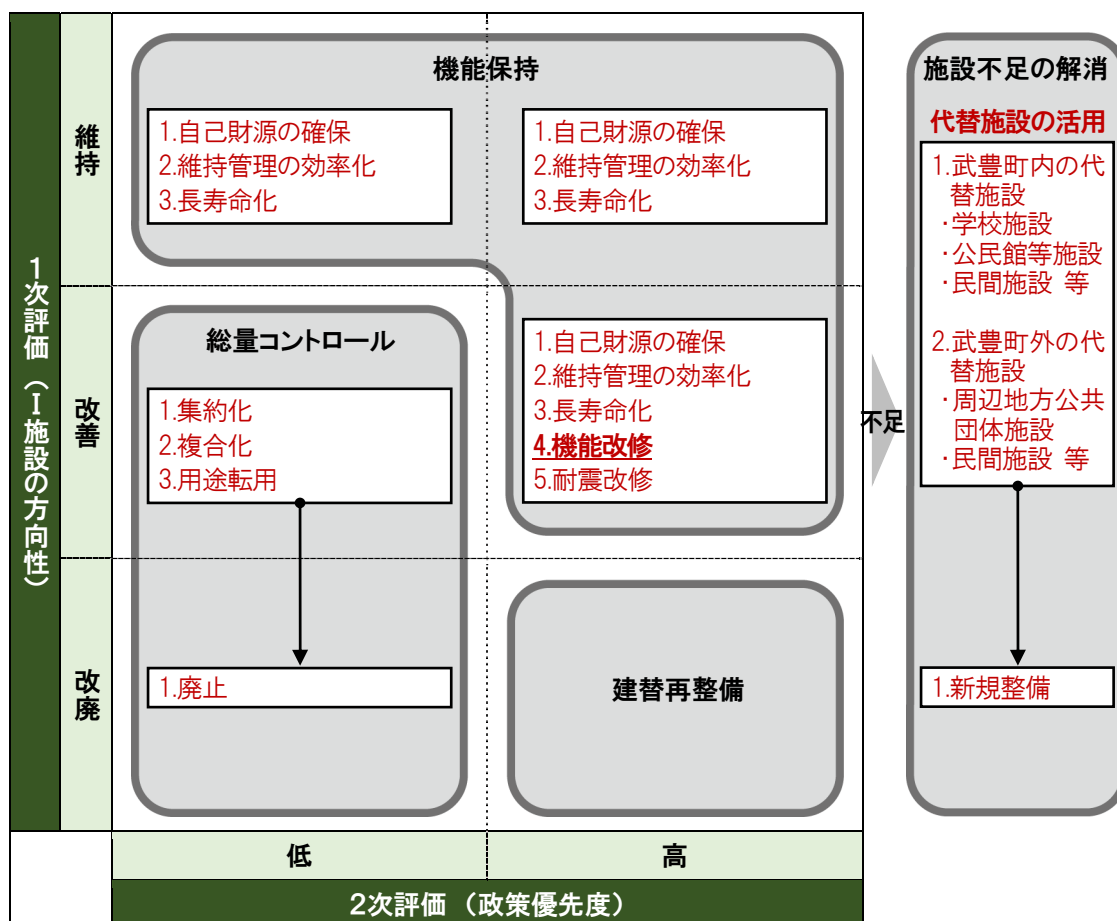


図 5-2 2軸マトリクスにおける適用手法

表 5-1 施設ごとの適用手法

施設	適用手法	
武豊町総合体育館	機能改修	経年劣化や社会的劣化 <sup>※1</sup> に対応した改修を行う。
武豊町運動公園	機能改修	経年劣化や社会的劣化 <sup>※1</sup> に対応した改修を行う。
武豊町運動公園第2グラウンド	機能改修	経年劣化や社会的劣化 <sup>※1</sup> に対応した改修を行う。
武豊緑地グラウンド	機能改修	経年劣化や社会的劣化 <sup>※1</sup> に対応した改修を行う。

※1: 利用者のライフスタイルや社会的ニーズの変化により、施設と利用者間にへだたりが生じた状態。

## 5-2 施設ごとの取組みと整備スケジュール

### (1)施設ごとの取組み

#### ①武豊町総合体育館

武豊町総合体育館は、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球、柔道、剣道などの様々なスポーツや、ジョギング、体操などの軽運動などにより幅広い大勢の方々に利用されるとともに、バレーボールをはじめとする各種スポーツの大会が数多く開催されるなど、町外の方々にも広く利用されている施設である。また、「武豊町地域防災計画」において一次開設避難所に位置づけられている施設でもある。

しかし、建設(平成5年(1993)整備)から27年が経過し、屋根・屋上や外壁に亀裂や劣化がみられ、漏水(雨漏り)が生じている箇所もみられる。特に事務室や階段踊り場の漏水(雨漏り)が目立ち、天井に汚れやカビの発生も確認でき、一部の天井材(岩綿吸音板)に剥落の兆候が見られるなど、空間性能(建築)に問題が生じている。その他、空調機器の故障やトイレの漏水などの室内環境性能(電気・機械)や、バリアフリー対応の不連続などを含めた安全性や機能性に問題を抱えている。

当該施設は、今後も継続して利用する施設として、経年劣化した箇所の適切な措置を早期に行ったうえで、利用者及び運営者のニーズを踏まえつつ、施設の長寿命化に向けた適正な維持管理に努めるものとする。

#### ②武豊町運動公園

武豊町運動公園は、野球、ソフトボール、サッカー、テニスなどの様々なスポーツにより幅広い大勢の方々に利用されるとともに、武豊町総合体育館と同様、野球やテニスなどの大会が数多く開催されるなど、町外の方々にも広く利用されている施設である。また、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」において救助活動拠点候補地に位置づけられている施設でもある。

しかし、建設(昭和57年(1982)整備)から38年が経過し、特に管理棟の屋根、軒天、基礎モルタルなどに亀裂、剥離、破損などがみられる。また、トイレ、シャワー室、和室、会議室などの床、壁に剥がれがみられるとともに、天井には漏水(雨漏り)跡がみられるなど、空間性能(建築)に問題が生じている。屋外スポーツ施設に関しては、テニスコート(壁打ち)の支柱、スコアボード、外周フェンスには錆が生じている。

当該施設は今後も継続して利用する施設として、経年劣化した箇所の適切な措置を早期に行ったうえで、建築物、スタンド、ネット設備及び照明機器などの耐用年数が異なる施設・設備それぞれに対し、長寿命化に向けた適正な維持管理に努めるものとする。

#### ③武豊町運動公園第2グラウンド

武豊町運動公園第2グラウンドは、弓道に特化した施設として、町内外の方々に広く利用されている施設である。また1年を通じて複数の大会が開催されている。

建設(昭和59年(1984)整備)から36年が経過するなかで、矢道の防矢ネットの支柱や巻き上げ機、また照明柱に錆が生じている。また的場の安土に傷みがみられ、建物にも蟻害が生じている箇所がみられる。

公共施設の相互利用の制度を持った知多半島5市5町の中において、当該施設を含めて6施設のみで

ある弓道場の位置づけは、体育館やグラウンドなどのように施設が多数ある状況とは異なる。

当該施設は今後も継続して利用する施設として、経年劣化した箇所の適切な措置を早期に行ったうえで、建築物、防矢ネット設備及び照明機器などの耐用年数が異なる施設・設備それぞれに対し、長寿命化に向けた適正な維持管理に努めるものとする。

#### ④武豊緑地グラウンド

武豊緑地グラウンドは、ソフトボール、サッカーなどに利用されるとともに、町民大会の開催地の一つになるなど大勢の方々に利用されている施設である。

しかし、建設(平成11年(1999)整備)から21年が経過し、フェンス、ベンチなどの一部には錆が発生している。また、グラウンドの表土は海風を受けて飛散しやすく、下層の砂利が出たり、凹凸が生じて雨天後には水溜りができたりしている。また、グラウンドのほぼ全面に渡って雑草が繁茂している。

当該施設は、今後も継続して利用する施設として、経年劣化した箇所の適切な措置を早期に行ったうえで、利用者及び運営者のニーズを踏まえつつ、施設の長寿命化に向けた適正な維持管理に努めるものとする。なお、維持管理については、当該施設が含まれる武豊北ふ頭地区の緑地を所管している愛知県衣浦港務所との連携を図るものとする。

## (2)施設ごとの整備等スケジュール

施設ごとの基本方針、適用手法、具体的な実施内容及びスケジュールを、それぞれ以下に示す。

表 5-2 施設ごとの整備等スケジュール (武豊町総合体育館)

施設	武豊町総合体育館										
基本方針	機能保持										
適用手法	機能改修										
主な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根・屋上、外壁の亀裂や劣化等の改修を行う。</li> <li>・漏水(雨漏り)等の空間性能(建築)の改修を行う。</li> <li>・空調機器等の室内環境性能の改善を行う。</li> <li>・施設内外の移動経路等バリアフリー対策を実施する。</li> </ul>										
スケジュール (年度)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	
			建物外部改修								
	天井等非構造部材改修										
	空調設備・照明器具更新及び整備										
		競技場床改修(競技場)									
			エレベーター改修(バリアフリー対策)								
				キュービクル更新							
							駐車場舗装(バリアフリー対策)				

表 5-3 施設ごとの整備等スケジュール（武豊町運動公園）

施設	武豊町運動公園											
基本方針	機能保持											
適用手法	機能改修											
主な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根、外壁の亀裂、剥離、破損及び劣化等の改修を行う。</li> <li>• 漏水(雨漏り)のほか、床、天井、壁等の劣化など空間性能(建築)の改修を行う。</li> <li>• テニスコート(壁打ち)の支柱など、屋外スポーツ施設の錆や劣化などの改修を行う。</li> </ul>											
スケジュール (年度)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)		
			●	→								
				●								
		●	→									
		●	→									
					●	→						

表 5-4 施設ごとの整備等スケジュール（武豊町運動公園第2グラウンド）

施設	武豊町運動公園第2グラウンド										
基本方針	機能保持										
適用手法	機能改修										
主な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根、外壁の清掃、破損、蟻害などに対する改修を行う。</li> <li>• 矢道の防矢ネットの支柱や巻き上げ機、照明柱にみられる錆などの劣化に対する修繕を行う。</li> </ul>										
スケジュール (年度)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	
				●	→						

表 5-5 施設ごとの整備等スケジュール（武豊緑地グラウンド）

施設	武豊緑地グラウンド										
基本方針	機能保持										
適用手法	機能改修										
主な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グラウンド表土の改修を行う。</li> <li>• フェンス、ベンチなどの劣化の改修を行う。</li> </ul>										
スケジュール (年度)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	
				●	→						



## 6 計画の実施方法

### 6-1 フォローアップの実施方針

本計画の実行性を高めるため、PDCAサイクルに沿って、計画に基づく機能改修等の実施状況整理のほか、各施設の利用状況の整理、維持管理コストの評価及び利用者ニーズの調査等を行い、効果の検証と課題を把握するとともに、その結果を住民等へ広く情報提供を図りながら、計画の見直しにつなげていくものとする。

なお、本計画は令和3年度(2021)～令和37年度(2055)までの35年間の長期計画であるが、スポーツレクリエーション環境を取り巻く情勢変化を踏まえ、5年間を目途に適宜見直し行うものとする。

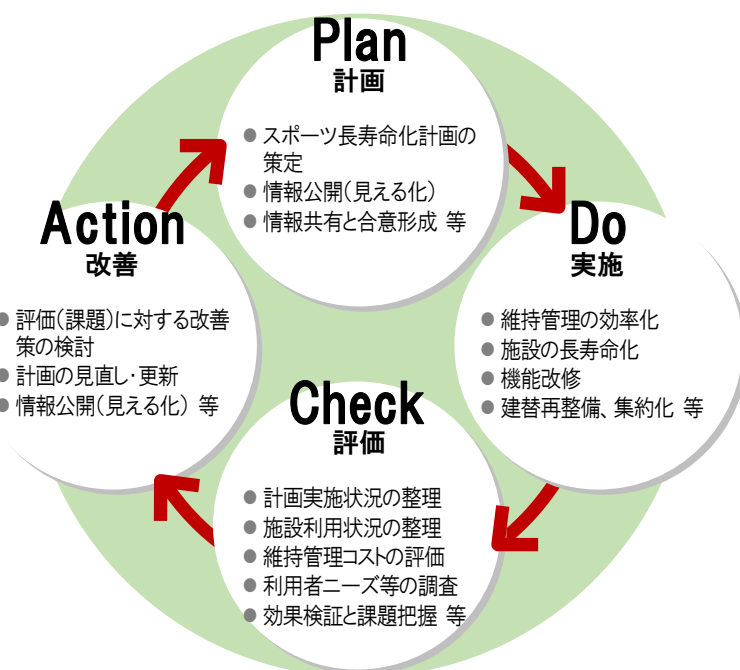


図 6-1 PDCAサイクル

### 6-2 推進・取組体制

スポーツレクリエーション系施設の所管課は、教育委員会である。

ただし、スポーツレクリエーション系施設をはじめとする本町が有する全ての公共施設は、本町の経営資源として位置付けることができ、「武豊町公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」には、これらの施設の最適化や保全に関する推進体制の、一元化した組織のあり方について検討していくことが示されている。

このため、スポーツレクリエーション系施設にかかる本計画の推進は、当該施設の所管課である教育委員会が中心となりつつも、その他関係部署等、庁内横断的に連携し計画を進めるものとする。

### 6-3 情報の見える化

本計画は町ホームページ等で広く住民等に公開する。

また、本計画策定時に基礎的資料として用いた「武豊町公共施設カルテ(平成 29 年 3 月)」は、既に町ホームページで公開しているが、平成 28 年度以降、情報の更新が行われていない。これらの情報は、スポーツレクリエーション系施設の有効利用や持続的なスポーツ環境の確保など、今後の、本町のスポーツレクリエーション系施設の維持管理・運営等を行う上で重要な資料であるため、必要に応じて更新していくことを検討する。

武豊町公共施設カルテ 平成28年度		施設番号	1310		
施設名	総合体育館	所管部署	スポーツ課		
分類	スポーツ系施設	利用区域	全町		
1 施設情報					
所在地	大字東大高字溝水128	学区	衣浦小 富中中		
財産区分	行政財産	運営形態	普通(一部附属委託を含む)		
建設経緯	なし				
設置業務	武豊町総合体育館の設置及び管理に関する条例				
開館時間	9:00~21:30				
休館日	日曜日(祝日の場合は開館)、年末年始				
用途地域	誘致区域				
建ぺい率	60%	容積率	200%		
建費	指定あり	指定費	指定なし		
土地	敷地面積	9,869.44 m <sup>2</sup>	うち敷所有		
	構成施設	総合体育館	計 1 棟		
	建設年度	平成5年度 (1993年度)	経過年数		
	耐用年数	47 年	残存年数		
	延床面積	6,639.00 m <sup>2</sup>	うち敷所有		
	構造	鉄筋コンクリート造	階数		
	耐震性	適合	耐震工事		
	バリアフリー	多目的トイレ	環境対応		
2 利用情報					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3か年平均	
開館日数	310 日	307 日	312 日	310 日	
延べ利用者数	152,135 人	153,760 人	154,904 人	153,600 人	
開館日1日当たり利用者数	490.8 人	500.8 人	496.5 人	496.0 人	
圏域人口1人当たり利用回数	3.66 回	3.60 回	3.61 回	3.59 回	
3 収支情報 単位:千円					
収入	使用料等	12,073	12,182	13,565	12,607
	国庫費	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
合計	12,073	12,182	13,565	12,607	
支出	施設管理費	17,403	27,138	20,130	21,557
	修繕費	25,108	27,137	25,492	25,912
	指定管理料	0	0	0	0
合計	42,511	54,275	45,622	47,469	
収支差額(支出-収入)	30,438	42,093	32,057	34,863	
負担額	利用者1人当たり	200円	274円	207円	227円
	圏域人口1人当たり	713円	985円	746円	815円
	町長1人当たり	713円	985円	746円	815円
	床面積1㎡当たり	4,585円	6,340円	4,829円	5,251円



図 6-2 「武豊町公共施設カルテ(平成 29 年 3 月)」より抜粋(武豊町総合体育館の状況)(町ホームページより)

### 6-4 施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進

個別施設計画のうち、特に、経年劣化や社会的劣化(利用者ニーズへの不応)に対応した改修を対象とする「機能改修」に位置付けられた施設に関しては、可能な限り、異なるそれぞれの立場やニーズに対応できるよう、その具体の検討や実施時において、施設利用者、地域住民、管理者及び運営者等関係者の意見の十分な把握と共有、合意形成を行うよう配慮する。

## 武豊町スポーツ施設長寿命化計画

発行 令和3年2月  
問合せ 武豊町 教育部スポーツ課  
〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地  
電話 (0569)72-1111  
F A X (0569)73-0001  
E-mail [sports@town.taketoyo.lg.jp](mailto:sports@town.taketoyo.lg.jp)